

**Goldman
Sachs**

21世紀の宝島を、探そう。

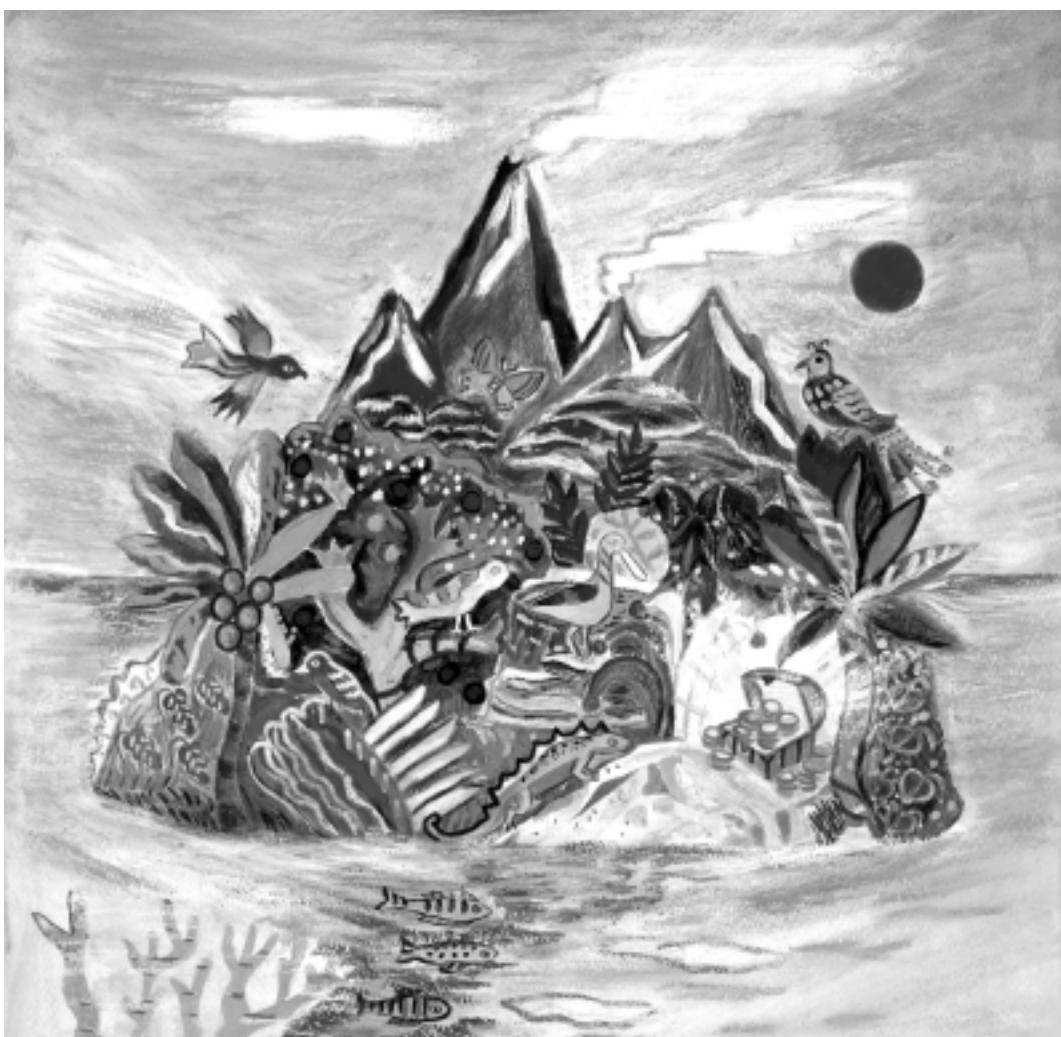
愛称



グローバル・ポンド

ゴールドマン・サックス・グローバル・ポンド・ファンド

追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資可能 / 信託期間 無期限



投資信託説明書
(目論見書)

2005.7

本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

設定・運用は

**Goldman
Sachs**

創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

この冊子の前半部分は「ゴールドマン・サックス・グローバル・ポンド・ファンド(愛称「宝島グローバル・
ポンド」)」の「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「請求目論見書」です。

本書は、これらを「投資信託説明書(目論見書)」として一冊にまとめております。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド 愛称「宝島グローバル・ボンド」

追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資可能 / 信託期間 無期限

投資信託説明書
(交付目論見書)

2005.7

本書は証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

設定・運用は



創造的な資産運用。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド(愛称「宝島グローバル・ボンド」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成17年1月12日に関東財務局長に提出しており、平成17年1月13日にその届出の効力が生じております。
2. 証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付されます。請求を行った投資者は、当該請求を行った旨を記録しておくことをおすすめします。
3. 本ファンドは債券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

(注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、「販売会社」とは委託会社の指定する証券会社および登録金融機関をいふほか、文脈上別に解すべき場合を除き、これらのためにお申込みの取次を行う取次会社を含むことがあります。

(注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」ということがあります。

(注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

(注4) 本書において「ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド」を「本ファンド」ということがあります。

ご利用の手引き

目次

ファンドの特徴について知りたい

ファンドのポイント	3
主な投資対象	3
高格付け債券への投資	4
ヘッジによる為替リスクの低減	5
投資期間ごとの年率収益率の分布	6
ファンドの分配金	7

特
徴

購入後のファンド情報を得るには

基準価額の入手方法	8
運用報告書	8
その他のディスクロージャー資料	8

ファ
ン
ド
情
報

リスクについて知りたい

値動きの主な要因	9
その他のリスク・留意点	10

リ
ス
ク

ファンドの運用について知りたい

ファンドの関係法人	12
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは	12
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況	13
運用体制およびリスク管理体制	14
運用プロセス	14
運用戦略	15

運
用

買
付

換
金

費
用
・
税
金

そ
の
他

ご利用の手引き

目次

特徴

ファンド情報

リスク

運用

買付

換金

費用・税金

その他

買付について知りたい

お買付のお申込み	18
お買付の価額	18
お買付の単位	18
お買付の流れ	18

換金について知りたい

ご換金のお申込み	19
ご換金の価額	19
ご換金の単位	19
ご換金の流れ	19
ご注意点	19

ファンドの費用 / 税金について知りたい

お買付時・投資期間中の費用	20
ご換金時・収益分配金受取時等にかかる税金	20
個別元本について	21
分配金の課税について	21
個人、法人別の課税の取扱いについて	21
信託事務の諸費用等について	21

その他

信託の終了・約款の変更等	22
その他の契約の変更について	22
受益者の権利等	22
内国投資信託受益証券事務の概要	23
投資制限	23
ファンド概要	24
「請求目論見書」の項目	25
ファンドの休業日	26
用語集	27
財務諸表等	
信託約款	

ファンドの特徴について知りたい

ファンドのポイント

日本を含む世界各国の債券を主要投資対象とします。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、100%円ヘッジ)をベンチマーク^(注1)とし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。

外貨建資産については、対円で為替ヘッジ^(注2)を行うことにより、為替リスクの低減を図ります。

付加価値の獲得を目的に、通貨のアクティブ運用を行います。

(注1) ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。

これによりファンドの運用対象や資産の基本配分比率などがわかります。

(注2) 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

特
徴

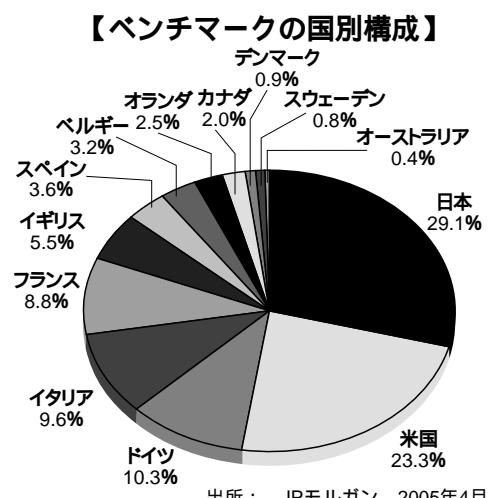
主な投資対象

本ファンドは、日本を含む世界各国の債券を主要投資対象とします。

投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向の影響を低減することに加え、投資対象債券の信用格付けをシングルA格(シングルAマイナス格も含みます。)以上に限定することで、リターンの安定化を目指します。

* 格付けが公表されていない債券の場合は、委託会社または運用の外部委託先が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとなります。

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、100%円ヘッジ)をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。



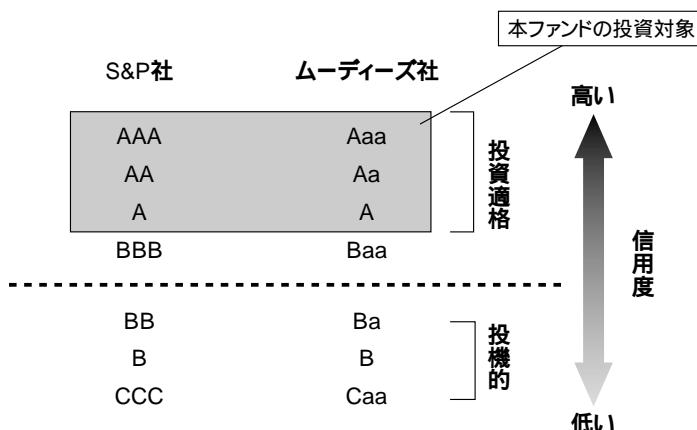
ファンドの特徴について知りたい

高格付け債券への投資

投資対象となる債券の格付けは、組入れ時においてシングルA格(シングルAマイナス格も含みます。)相当以上の銘柄とします。また、原則として、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格(ダブルAマイナス格も含みます。)相当以上に維持するように運用します。

また、格付けを取得していない債券に関しては、委託会社または運用の外部委託先が前記格付け相当以上であると判断した場合には、投資することができるものとします。

債券の信用格付けの位置づけ



債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等がきちんと元本と利息を支払えるかを知る上で重要な情報の一つといえます。

格付けは英字の記号で表されます。左図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

主な投資対象債券の特徴

国債

元利金の支払いが国や政府によって保証された債券
流動性は非常に高く、一般的に信用リスクは他の債券に比べて低い
利回り面での魅力は、社債等の他のセクターに比べて劣る

社債

企業が元利金の支払いを約束した債券
発行体固有の信用リスクを有する
利回りは国債よりも高い傾向

なお、上記のほか、コール・ローン等の短期金融商品等も投資対象に含まれます。また、本ファンドは、有価証券先物取引等、スワップ取引等を行うことができます。

ファンドの特徴について知りたい

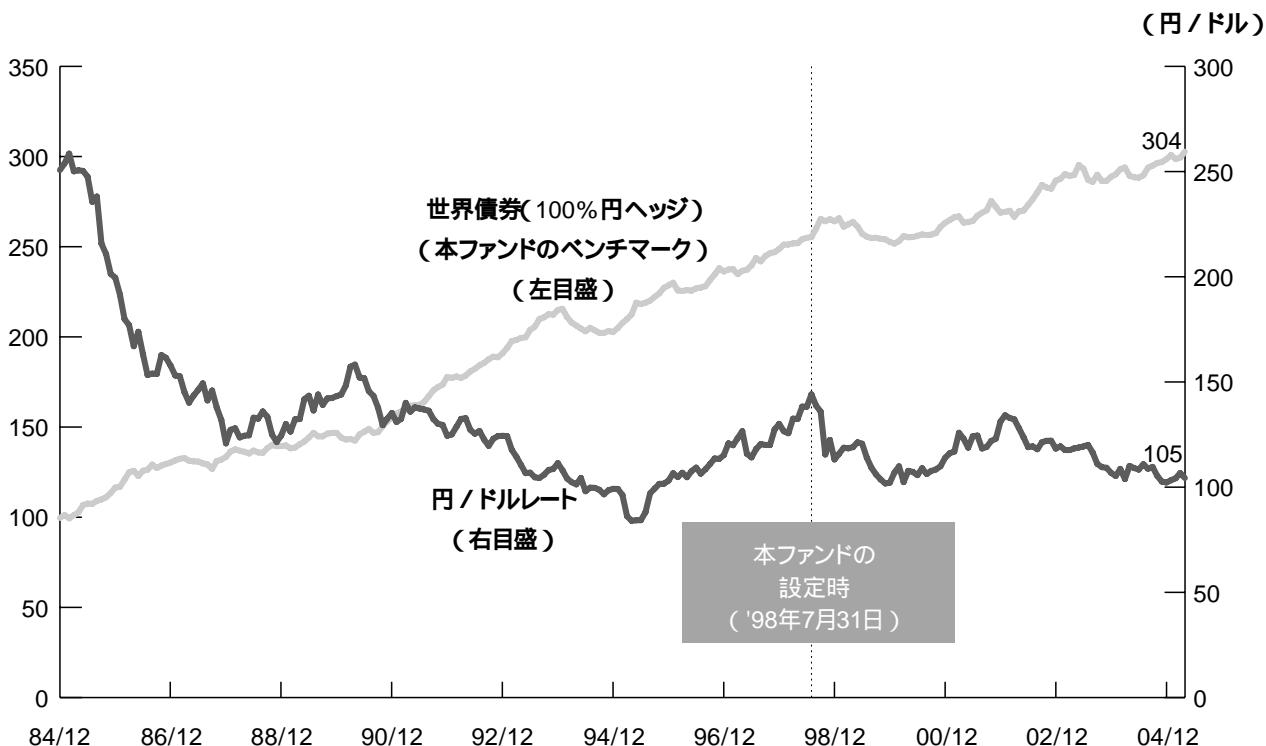
ヘッジによる為替リスクの低減

本ファンドでは、投資する外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行うことにより、為替リスクの低減を図ります。

特
徴

【1984年12月末を100とした場合のベンチマークの元本成長性と円／ドルレート】

(期間:1984年12月～2005年4月)



世界債券(100%円ヘッジ)の元本成長性のグラフは、あくまで本ファンドのベンチマークの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果をお約束するものではありません。ベンチマークには直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されていませんので、実際の取引結果とは異なります。

出所：JPモルガン、ブルームバーグ

ファンドの特徴について知りたい

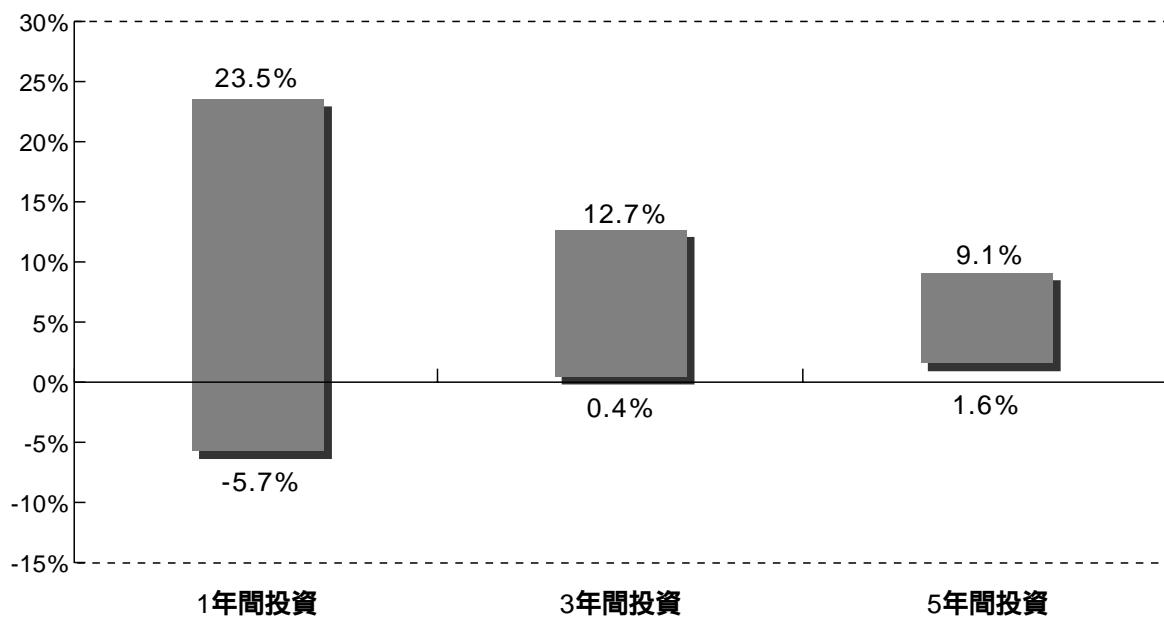
投資期間ごとの年率收益率の分布

下記のグラフは、本ファンドのベンチマークに1984年12月以降の各月末から決められた投資期間(1年、3年、5年)投資したと仮定した場合の、年率換算後の收益率の分布(図中の数字は最高・最低を表します。)を示しています。

投資期間を1年間とした場合、比較的投資収益の変動幅が大きい一方、投資期間を3年、5年と長期化した場合では、比較的投資収益が安定化していることが分かります。過去のデータからは、投資期間を長くするにつれ、收益率の高低差は小さくなり、安定していく傾向が見られます。

【投資期間ごとの年率收益率の分布】

(期間:1984年12月～2005年4月)



出所：JPモルガン

上記のデータはあくまで本ファンドのベンチマークの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果をお約束するものではありません。ベンチマークには直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

ファンドの特徴について知りたい

ファンドの分配金

年4回決算を行い、毎決算時(毎年1月11日、4月11日、7月11日および10月11日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

特
徴

分配方針

分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

なお、基準価額が当初元本(1万口 = 1万円)を下回る場合においても分配を行うことがあります。

ご注意点

[一般コース]

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から販売会社を通じて支払われます。

[自動けいぞく投資コース]

収益分配金は、税金を差引いた後各決算日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

購入後のファンド情報を得るには

基準価額の入手方法

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。

最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:宝島GB)。

運用報告書

年2回(4月および10月の決算時)および償還時に、期中の運用経過などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

その他のディスクロージャー資料

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次または週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。

最新のレポートは、販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

照会先 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電 話 03-6437-6000

(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ <http://www.gs.com/japan/gsam>

リスクについて知りたい

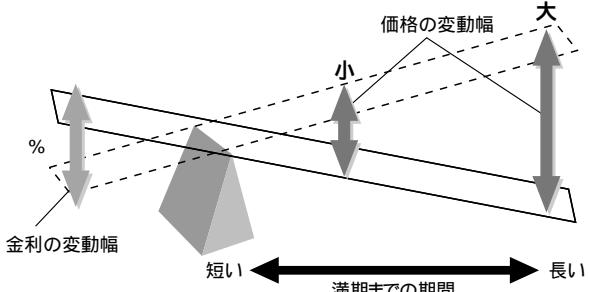
値動きの主要な要因

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されません。
主なリスクとして以下のものが挙げられます。

債券の価格変動リスク

本ファンドは債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

【金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ】



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合(格下げなど)も債券価格の下落要因となります。

為替リスクおよびヘッジ・コスト

本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

リスクについて知りたい

その他のリスク

デリバティブ取引のリスク

本ファンドは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動がゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社) GSAMロンドン(投資顧問会社)の見通しと異なった場合に本ファンドが損失を被るリスクを伴います。

為替取引等の相対取引の相手先に関するリスク

本ファンドでは為替取引等の相対取引を行いますが、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てるため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

先物取引等に伴うリスク

本ファンドは、運用において先物取引等を利用することができます。先物取引等においては、プローカーの破産等が生じた場合に、取引の中止、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これにより本ファンドが悪影響を被ることがあります。

コール・ローンの相手先に関するリスク

本ファンドは余資運用を原則としてコール・ローンで行いますが、これには相手先の信用リスクが伴います。

留意点

一部解約に関わる留意点

信託財産の資金管理を円滑に行うため、特定日当日の1件当たり3億円を超える大口のご換金は制限することができます。後記「換金について知りたい」のとおり、換金時期には制限があります。

資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、100%円ヘッジ)を運用上のベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

受託銀行の信用力に関わる留意点

受託銀行の格付けが低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

リスクについて知りたい

留意点(続き)

繰上償還に関する留意点

本ファンドは、受益権の総口数が40億口を下回ることとなった場合等に必要な手続を経て繰上償還されることがあります。また、この信託契約を解除することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と協議のうえ、必要な手続を経て、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。その場合、申込手数料は返還されません。

お買付およびご換金の制限に関する留意点

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、お買付およびご換金の受付けを中止またはすでに受けたお買付およびご換金のお申込みを取消し等させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行つた当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

法令・税制・会計等の変更可能性に関する留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

その他の留意点

販売会社より委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、本ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

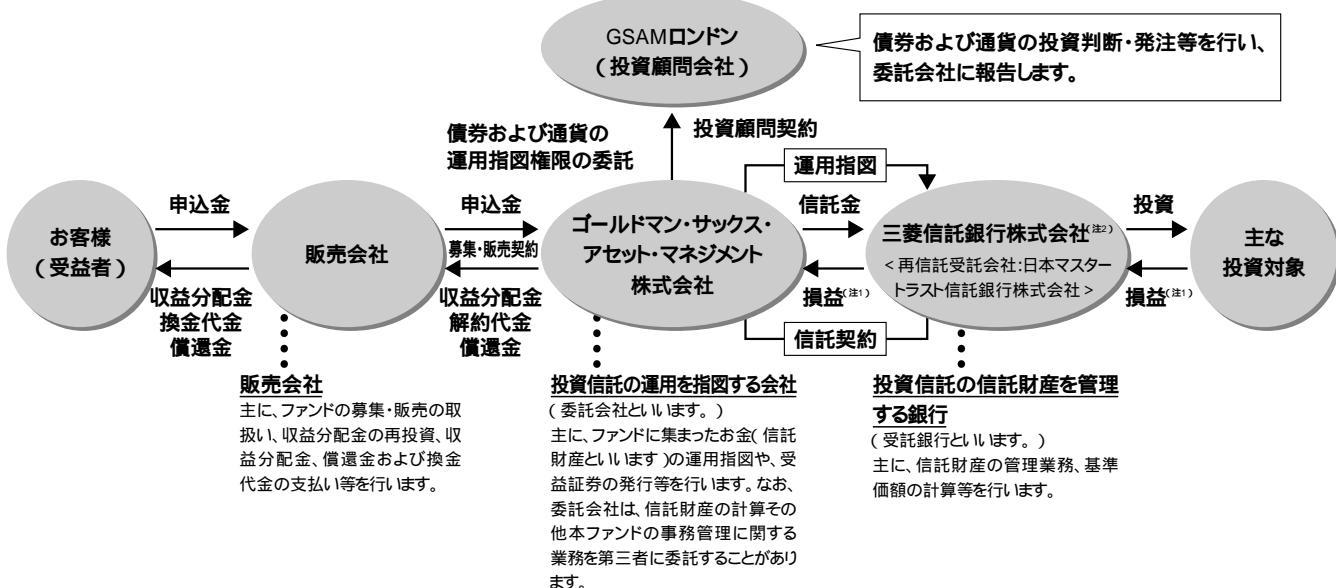
各販売会社はその取次会社を通じて受益証券の販売を行うことがあります。さらに取次会社は、販売会社に代り購入申込者への目論見書の交付、受益者への運用報告書の交付、その他本ファンドに関する業務を行なうことがあります。

委託会社は、販売会社およびその取次会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社およびその取次会社は販売(お申込み代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

リスク

ファンドの運用について知りたい

ファンドの関係法人



(注1)損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

(注2)三菱信託銀行株式会社は、株主総会の承認と関係当局の許認可等を前提に、2005年10月1日付でUFJ信託銀行株式会社と合併し、「三菱UFJ信託銀行株式会社」となる予定です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界の主要な投資銀行のひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2004年12月末現在、グループ全体で4,228億米ドル(約44.1兆円*)の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2004年12月30日現在の株式会社東京三菱銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.21円)により、四捨五入してあります。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックスの資産運用グループの一員であり、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属しています。



ファンドの運用について知りたい

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の概況

1. 資本金

委託会社の資本の額は4億9,000万円です(2005年7月11日現在)

2. 沿革

委託会社は、米国を本拠地として総合的な金融サービスの提供を展開するゴールドマン・サックスの資産運用グループの日本における拠点として、日本法上の株式会社として設立された投資信託委託業者です。主な変遷は以下のとおりとなっています。なお、この他に、これまで、商号の変更、合併、事業目的の変更等はありませんでした。

1996年2月6日 会社設立

1996年2月23日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得

1998年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

2000年11月30日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正に伴う投資信託委託業のみなし認可

2001年8月13日 有価証券等に係る投資顧問業を会社の目的に追加

2002年1月18日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(「投資顧問業法」)上の投資顧問業者としての登録

2002年3月29日 投資顧問業法上の投資一任契約に係る業務の認可

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所: 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

代表者の役職氏名: 代表取締役 土岐 大介

4. 大株主の状況

(2005年7月11日現在)

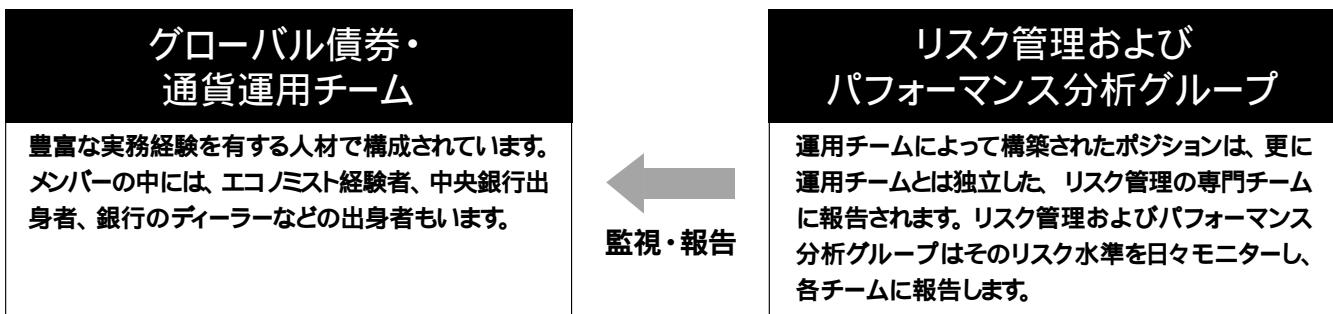
氏名または名称	住 所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州 ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

ファンドの運用について知りたい

運用体制およびリスク管理体制

本ファンドの運用は、英国ロンドンに本拠を置くゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）に属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。

また、運用チームとは独立した「リスク管理およびパフォーマンス分析グループ」がファンドのリスク管理を行います。

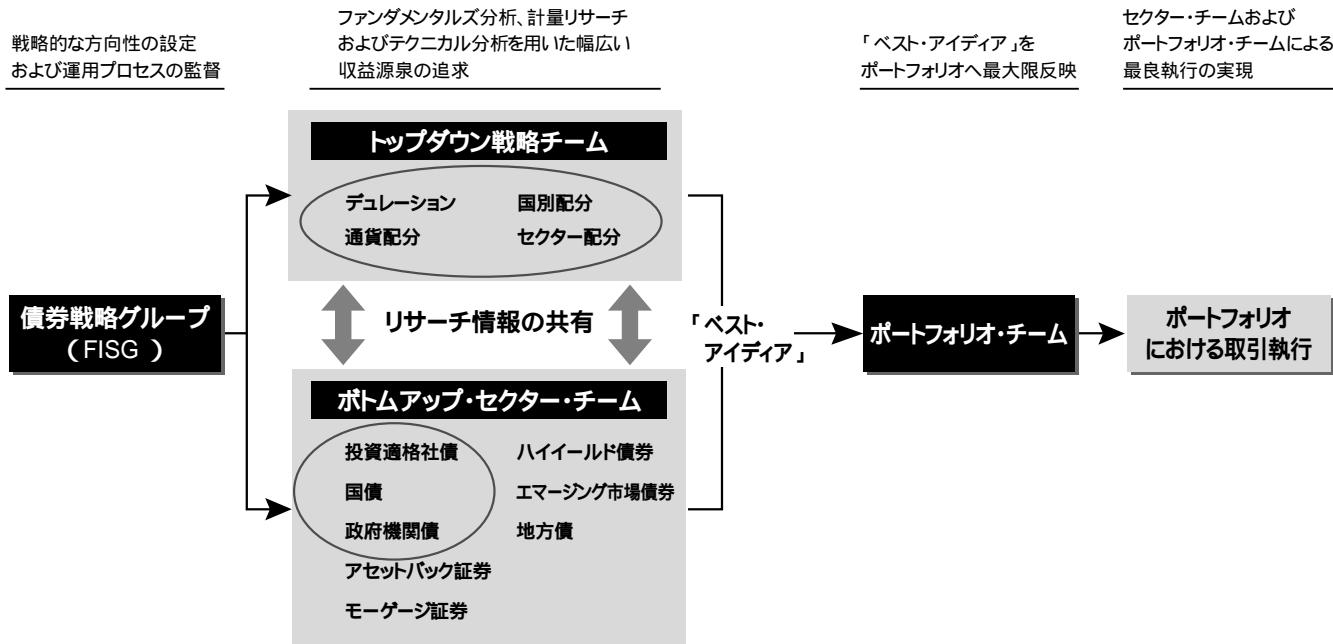


(注1)本書上、リスク管理とは、ベンチマークの收益率と本ファンドの收益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

運用プロセス

本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます



(注) 本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規定として、ポートフォリオ・マネージャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）

ファンドの運用について知りたい

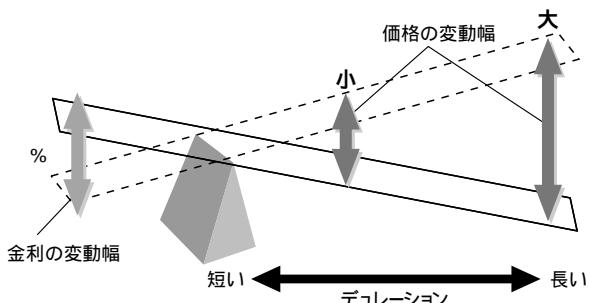
運用戦略

ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることで、リターンの向上を目指します。

国別配分 / デュレーション調整

一般に、債券の価格は、金利が低下した場合上昇し、逆に金利が上昇した場合下降します。また、景気や物価動向は、国ごとに様々であることから、金利の動きは国によって異なる場合があります。

本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

デュレーションとは

金利変動の幅が等しいと仮定した場合、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、債券価格の変化の度合いも大きくなる傾向があります。デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度であり、これが長いほど金利変動に対する価格の変動幅が大きいことを意味します。一般に、満期までの期間が長いほど、その債券のデュレーションも長くなります。

金利の上昇時

金利上昇が予想される市場については、デュレーションを短期化し、金利上昇による債券価格の下落を抑えることにより、ベンチマーク対比でのパフォーマンスの向上が見込めます。

金利の低下時

金利低下が予想される市場については、デュレーションを長期化し、金利低下による債券価格の上昇幅を大きくすることで、ベンチマークに対する超過収益を追求します。

運用

金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響（例）

金利の変化	債券価格	デュレーション	パフォーマンス
上昇	下落	短期化	金利上昇による価格の下落を抑えることにより、パフォーマンスは相対的にプラス
		長期化	金利上昇による価格の下落幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にマイナス
低下	上昇	短期化	金利低下による価格の上昇が抑えられてしまい、パフォーマンスは相対的にマイナス
		長期化	金利低下による価格の上昇幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にプラス

上記は、金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響につき、理解を深める目的で作成した一例です。必ずしもすべての場合に当てはまるとは限りません。

ファンドの運用について知りたい

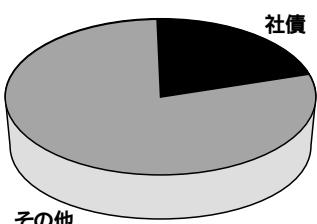
運用戦略

セクター配分

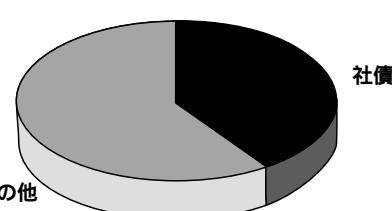
債券には、国債、政府関係機関債、地方債、社債など様々なセクター（種類）があり、それぞれセクターごとにパフォーマンスは異なります。

本ファンドでは、相対的に良好なパフォーマンスが見込まれるセクターへの配分を増やす一方、パフォーマンスが劣ると判断されるセクターに対しては組入れを引き下げることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

ベンチマークの配分(例)



社債に対して強気見通しのとき(例)



社債の組入れを増やす

イールドカーブ戦略

金利が変動する場合においては、あらゆる残存期間の金利が常に同一幅で変動することはほとんどなく、通常、その変動幅は残存期間ごとに異なります。その変動幅の違いに着目した運用手法がイールドカーブ戦略です。

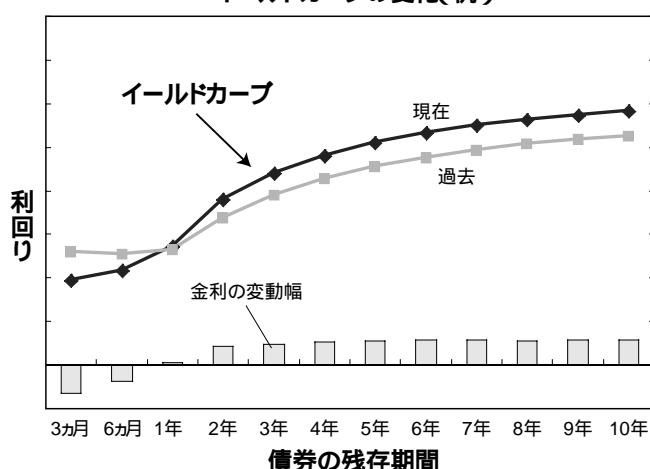
イールドカーブとは

一般に、債券の利回りは、満期までの期間の長さによって異なります。イールドカーブとは、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとったグラフに、各残存期間別の利回りをプロットして、結んだ曲線のことを行います。

右図は、イールドカーブの変化の例を示しています。ここでは短期債の金利が低下する一方で、中長期債の金利は上昇しています。この場合、金利が低下した短期債に、より多く投資すれば、超過収益が得られたことになります。

イールドカーブ戦略では、このようにして超過収益の獲得を目指します。

イールドカーブの変化(例)



個別銘柄選択

株式指数における各個別銘柄の動きと同様に、債券のセクター内における銘柄ごとのパフォーマンスは異なります。同じセクター内の債券であっても、相対的に良好なパフォーマンスが期待できる銘柄を選別的に組入れることで、更なる付加価値の獲得を目指します。

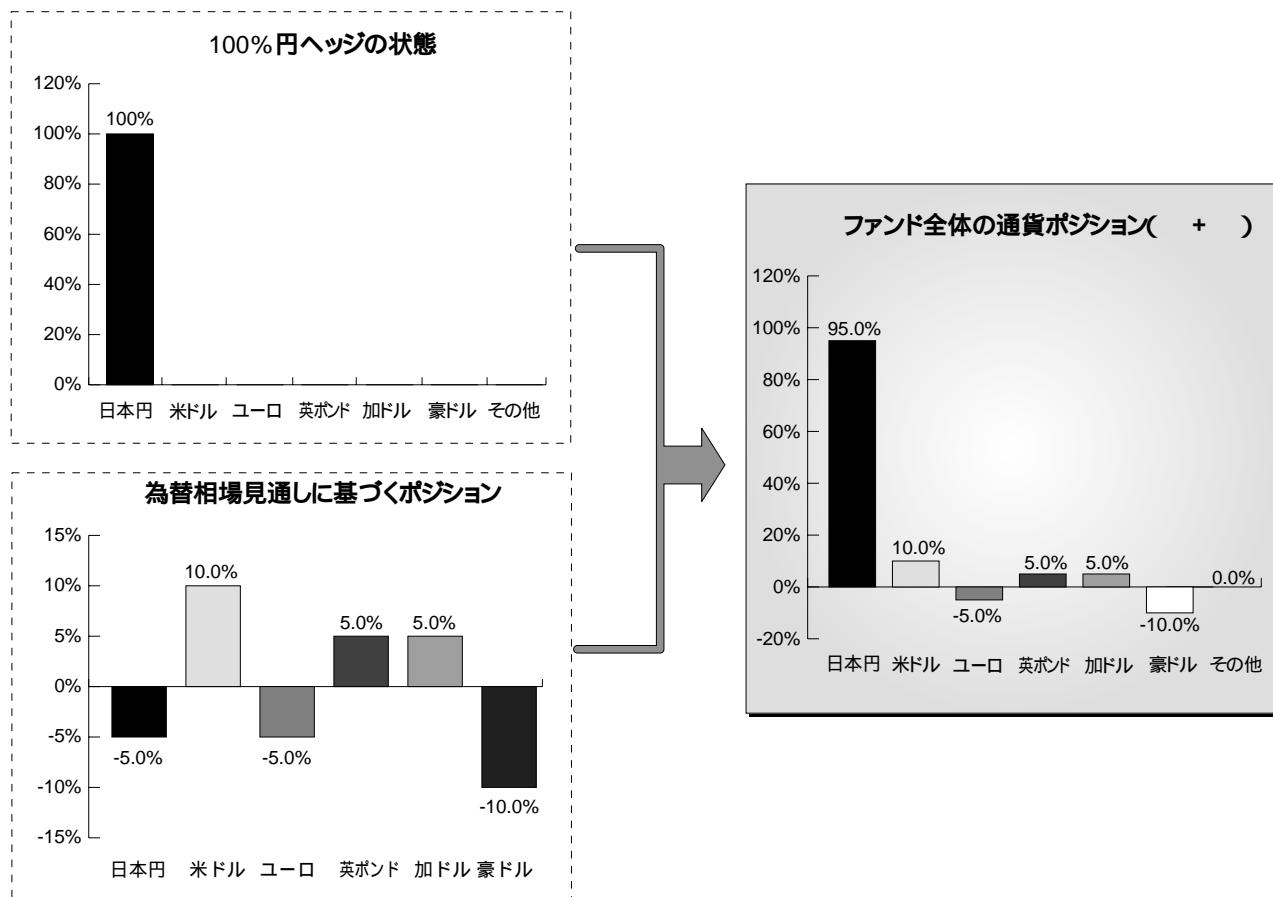
ファンドの運用について知りたい

運用戦略

通貨配分

本ファンドでは、外貨建資産について円ヘッジを基本とする一方、これとは独立した形で、為替相場見通しに基づいた通貨運用ポートフォリオを別途構築することにより、超過収益の獲得を目指します。例えば、ユーロに対して米ドルが上昇すると予想した場合、米ドルのポジションを引き上げる一方、ユーロのポジションを引き下げることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

概念図(例)



- 上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、本ファンドの運用成果を予測または保証するものではありません。
- 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジに伴うコストまたはプレミアムのことです。海外の短期金利と日本の短期金利の差とほぼ同じとなります。
- 本ファンドは通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、対円での為替ヘッジ比率は常に100%を保つとは限りません。したがって、為替リスクがなくなるわけではありません。
- 多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。

(注)上記各運用手法がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

買付について知りたい

お買付のお申込み

販売会社の本・支店および営業所にて、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る各販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引きられた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください。(ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(販売会社によって名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

お買付の価額

お買付の価額は買付申込をされた日の翌営業日の基準価額が適用されます。

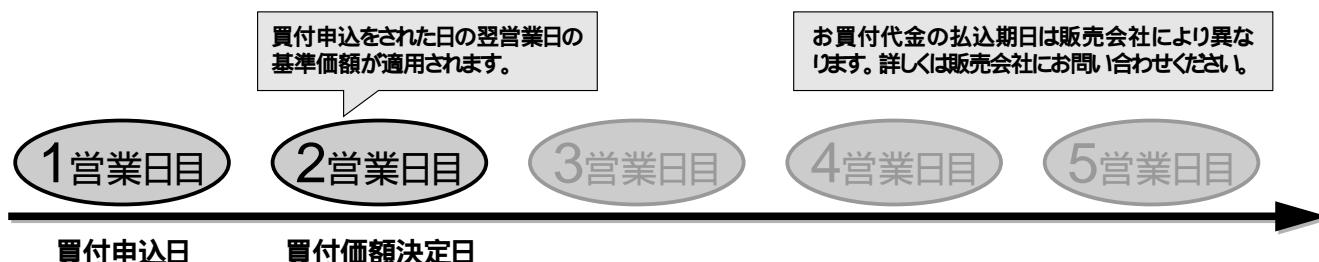
お買付にかかる費用については「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

お買付の単位

一般コース	: 1万口以上1口単位
自動けいぞく投資コース	: 1万円以上1円単位

販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。

お買付の流れ



お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。

販売会社および販売会社毎の販売条件等につきましては、8ページ掲載の照会先でご確認ください。また、販売会社と取次契約を結んだ取次会社が本ファンドを販売する場合があります。

換金について知りたい

ご換金のお申込み

お買付いただいた販売会社にて、毎月の特定日(毎月11日)^{*1}に受付けます。特定日の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる各販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 ただし、11日が国内の休業日または「ロンドンまたはニューヨークの休業日」の場合は翌営業日。

*2 販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ご換金の価額

ご換金は、解約請求と買取請求の二つの方法があります。

[解約請求の場合]

ご換金の価額は、特定日の翌営業日の基準価額となります。お手取額は、基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります(詳しくは、「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。)。

[買取請求の場合]

ご換金の価額は、特定日の翌営業日の基準価額となります(詳しくは、「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。)

次の事由による場合には、上記以外の場合であっても、販売会社で、1口単位で「買取請求制」によるご換金(特別買取請求制)ができます。

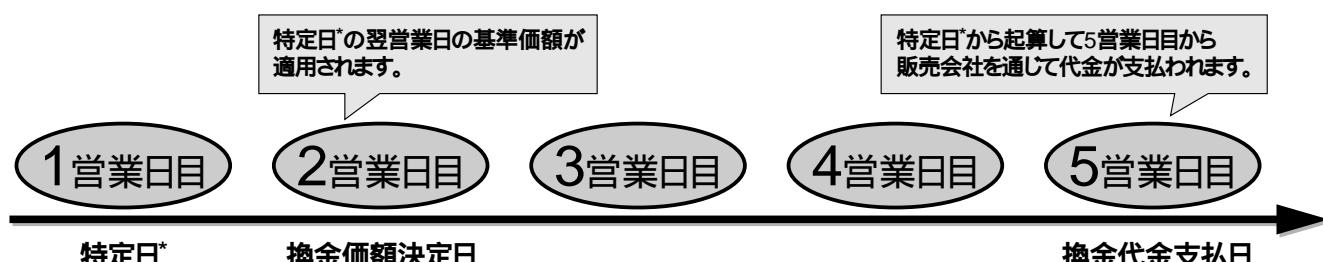
1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他上記1.~4.に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき(準ずる事由とは、火災、事故、失業など販売会社が予め定めた範囲に限るものとします。)

また、上記1.~4.の事由の場合に限り、特定日以外の日においても「解約請求制」によるご換金(特別解約請求制)ができます。これらの場合には、当該事由を証する所定の書類をご提示いただけます。

ご換金の単位

1口単位

ご換金の流れ



* 特別解約(買取)請求の場合は請求日

ご注意点

本ファンドの資金管理を円滑に行うため、特定日当日の1件当たり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用 / 税金について知りたい

本投資信託説明書(目論見書)で使用している税率等の課税上の取扱いは2005年7月11日現在のものです。税法が改正された場合には、下記内容が変更になることがあります。

	費用				税金 ^{*1}
お買付時^{*2}	1.05%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額に乗じて得た額が申込手数料となります。				
投資期間中 (運用費用の内訳)	信託報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.5225%(税込)を乗じて得た額とし、配分は以下のとおりとします。				
	合計	委託会社	販売会社	受託銀行	
	年率 1.5225% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.7350% (税込)	年率 0.0525% (税込)	
	年率0.05%を上限とした信託事務の諸費用等が別途、信託財産より支払われます。 上記費用はすべて純資産総額に対してかかります。				
換金時 解約請求 (特別解約請求制を含みます) による場合					基準価額の個別元本超過額 ×10%(所得税7%、地方税3%)
買取請求 (特別買取請求制を含みます) による場合					換金時の支払いなし ^{*3} 別途買取差益について譲渡所得として10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税が適用されるため、原則として確定申告を行うことが必要となります。
収益分配金受取時					普通分配金 × 10% (所得税7%、地方税3%)
ファンドの償還時					償還価額の個別元本超過額 ×10%(所得税7%、地方税3%)

*1 上記は個人の受益者の場合です。法人の受益者の場合、原則として7% (所得税7%)の源泉徴収となります。買取請求の場合は、個人の場合同様、原則として換金時の支払はありませんが、一定の要件を満たしていない場合には、受益者ごとの個別元本超過額に対し7%として計算した所得税相当額を控除することになります。

*2 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

一般コースの場合、お申込代金は、お申込価額(お申込価額 × お申込口数)に、申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加えた額です。自動けいぞく投資コースの場合には、お支払いいただく金額(お申込代金)の中から申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を差引きさせていただきます。

*3 ただし、一定の要件を満たしていない場合には、受益者ごとの個別元本超過額に対して7%として計算した所得税相当額を控除することになります。また、別途買取差益について、譲渡所得として個人の受益者の場合10% (所得税7%および地方税3%)の申告分離課税が適用されるため、原則として確定申告を行うことが必要となります。2008年1月1日以降は、同税率は20% (所得税15%、地方税5%)となる予定です。

ファンドの費用／税金について知りたい

個別元本について

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式への移行時にすでに受益証券を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、後記「分配金の課税について」をご覧ください。)

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

「普通分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額をお客様の個別元本と同額または上回っている場合の分配金をいいます。 「特別分配金」とは、分配金をお支払いした後の基準価額をお客様の個別元本を下回っている場合、その下回った部分の分配金をいいます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。ただし、2008年4月1日以降は、同税率は20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

これらについては収益の多寡を問わず確定申告は不要です。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば、総合課税となります。なお、その場合、配当控除の適用はありません。

また、2004年1月1日以降に買取差損益または解約(償還)差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得または損失との損益通算が可能です。公募株式投資信託の解約(償還)差益との損益通算については、その解約(償還)差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

買取の場合、原則として買取請求時の手取額は、特定日(特別買取請求制の場合は、請求日)の翌営業日の基準価額となりますが、一定の要件を満たしていない場合には、受益者ごとの個別元本超過額に対して7%(2008年4月1日以降は15%となる予定です。)として計算した所得税相当額を控除することとなります。また、原則として確定申告を行うことが必要です。なお、公募株式投資信託の譲渡によって生じた損失は、上場株式と同様に、2004年より3年間の繰越が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。ただし、2008年4月1日以降は、同税率は15%(所得税15%)となる予定です。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

買取の場合、原則として買取請求時の手取額は、特定日(特別買取請求制の場合は、請求日)の翌営業日の基準価額となりますが、一定の要件を満たしていない場合には、受益者ごとの個別元本超過額に対して7%(2008年4月1日以降は15%となる予定です。)として計算した所得税相当額を控除することとなります。この所得税相当額については、税額控除の適用はありません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

信託事務の諸費用等について

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)

委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から委託会社に対して支払われます。

その他

信託の終了・約款の変更等

信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き^{*}を経て終了することがあります。

- (1) 受益権総口数が、40億口を下回ることとなった場合
- (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3) 委託会社の認可取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託業者が委託会社の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (5) 受託銀行の辞任に際し新受託者を選任できないとき
- (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときで、受託銀行と合意する場合

* 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます*。

* 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

前記「信託の終了」に規定する信託契約の解約または前記「約款変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了」または前記「約款変更」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

その他の契約の変更について

(1) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(2) 投資顧問契約

委託会社とGSAMロンドンの間の基本会社間投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更是、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日目から収益分配金交付票と引換えに販売会社を通じて受益者に支払います。上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。

販売会社は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目から受益証券と引換えに販売会社を通じて受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金・買取代金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

一部解約金・買取代金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「換金について知りたい」をご覧ください。

一部解約金・買取代金は原則として、特定日(特別解約請求制または特別買取請求制の場合は、請求日)から起算して5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、収益分配金の支払の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があつても、そのために生じた損害について、その責を負いません。

(5) 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日の前日(一般コースの場合)および販売会社への交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託銀行は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(6) 受益証券の換金手続等

前記「換金について知りたい」をご覧ください。

その他

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換

記名式受益証券の名義書換手続

「記名式受益証券名義書換請求書」に記入のうえ、印鑑登録印(販売会社への登録印)を押捺して、印鑑登録票二葉および当該受益証券を添付して、販売会社経由で委託会社に提出することにより記名式の受益証券の持有人は名義書換を請求することができます。名義書換えの手続は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

取扱場所・取次所・代理人

記名式受益証券の名義書換は販売会社にて取扱います。

手数料

記名式受益証券の名義書換には手数料はかかりません

その他

記名式の受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

(5) その他

受益証券は、原則無記名式です。取得者の請求により記名式とすることもできます。受益証券は、無記名式の場合それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失などの事故を防ぐため、委託会社は、販売会社での「保護預り」をおすすめします。ただし、「自動けいぞく投資契約」を結ばれた方はすべて保護預りとさせていただきます。

投資制限

(1) 約款上の投資制限

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。(公社債の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。(資金の借入れ)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。(信用取引)

詳細およびその他の約款上の投資制限については、後記「信託約款」をご覧ください。

(2) 法令上の投資制限

委託会社は、本ファントの信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次の および に掲げる額(これに係る取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに および に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託銀行に指示することはできません(投資信託法施行規則第27条第1項第5号)。

当該信託財産に係る先物取引等評価損、有価証券オプション取引等(有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引および取引所金融先物取引(金融先物取引法第2条第11項に規定する取引所金融先物取引をいいます。)のうち金融先物取引法第2条第4項第3号に掲げる取引(海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含みます。をいいます。)において同じ。および有価証券店頭オプション取引等(有価証券店頭オプション取引、同条第5項第2号に掲げる取引および選択権付債券売買(当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいいます。)をいいます。において同じ。の売付約定に係るもの)を除きます。)

当該信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等、オプションの行使の対象となるひとつまたは複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。)の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2に規定するオプションを表示する証券または証書をいいます。)に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

その他

ファンド概要

ファンド名	ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド (愛称: 宝島グローバル・ボンド)
商品分類	追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資可能
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	日本を含む世界各国の債券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、100%円ヘッジ)
信託設定日	1998年7月31日
募集期間	2005年1月13日から2006年1月11日まで (募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
募集総額	3,000億円を上限とします。
信託期間	原則として無期限
決算日	毎年1月11日、4月11日、7月11日および10月11日。 (ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年4回の決算時 (分配金は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。自動けいぞく投資コースの場合、分配金は税金を差し引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。)
信託報酬	純資産総額に対して年率1.5225%(税込)
信託事務の諸費用	純資産総額に対して年率0.05%を上限として定率で差引かれます。
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託銀行	三菱信託銀行株式会社 三菱信託銀行株式会社は、株主総会の承認と関係当局の許認可等を前提に、2005年10月1日付でUFJ信託銀行株式会社と合併し、「三菱UFJ信託銀行株式会社」となる予定です。

その他

ファンド概要

お 買 付	毎営業日(ただし、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。)にお買付のお申込みができます。
お買付受付締切時間	毎営業日の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。 (注)販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。
お 買 付 価 額	お申込日の翌営業日の基準価額
お 買 付 単 位	a .一般コース 1万口以上1口単位 b .自動けいぞく投資コース 1万円以上1円単位 (注)a.またはb.のいずれかをお選びください。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。
お 申 込 手 数 料	1.05%(税込)を上限として、各販売会社が定める料率
ご 換 金 金	毎月の特定日(每月11日。ただし、国内の休業日または「ロンドンまたはニューヨークの休業日」の場合は翌営業日。)に可能です。
ご換金受付締切時間	特定日の午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)まで受付けます。 (注)販売会社によっては午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。
ご 換 金 価 額	特定日の翌営業日の基準価額
ご 換 金 单 位	1口単位
信 託 財 産 留 保 額	なし
ご換金代金のお支払い	原則として、特定日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。
保 管	一般コース :販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができます。 自動けいぞく投資コース :受益証券はすべて保護預りとなります。
格 付	格付は取得しておりません

「振替機関に関する事項」、「有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所」の該当事項はありません。

「請求目論見書」の項目

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

「請求目論見書」とは、証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。

その他

ファンドの休業日

ロンドンまたはニューヨークの休業日

2005年	8月29日	一般公休日(ロンドン)
	9月5日	労働者の日(ニューヨーク)
	10月10日	コロンブス記念日(ニューヨーク)
	11月11日	休戦記念日(ニューヨーク)
	11月24日	感謝祭(ニューヨーク)
	12月25日	クリスマス(ロンドン、ニューヨーク)
	12月26日	ボクシング・デー(ロンドン) 振替休日(ニューヨーク)
	12月27日	振替休日(ロンドン)
2006年	1月2日	ニュー・イヤーズ・デー(ロンドン、ニューヨーク)
	1月16日	キング牧師誕生記念日(ニューヨーク)

2005年7月11日現在、委託会社が認識し得る2006年1月までの「ロンドンまたはニューヨークの休業日」です。(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に販売会社までお問い合わせください。)

用語集

イールドカーブ

イールドカーブは利回り曲線とも言い、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとった平面グラフ上に描かれる曲線を指します。イールドカーブの形状は、将来の金利動向に対する市場参加者の平均的な見方を表すと考えられています。

委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託及び投資法人に関する法律の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

解約価額(かいやくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

格付け(かくづけ)

債券の発行体の元利金支払いに対する確実性を第三者機関が評価したものです。格付けが高いほど、元利金支払いの確実性が高いことを意味します。

「信用リスク」、「投資適格債券」

株式投資信託(かぶしきとうしんたく)

投資信託の分類の一つです。一般的には株式を主な投資対象とするファンドを指しますが、約款上で株式を少しでも組入れることが可能なファンドは株式投資信託に分類されます。したがって、主に公社債に投資するファンドであっても、株式投資信託に分類される場合があります。

「バランス型」

用語集

為替ヘッジ(かわせヘッジ)

外貨保有に伴う為替リスクを為替予約取引等を活用することにより回避または低減する行為をいいます。為替ヘッジを行う場合には、ヘッジ対象となる通貨と日本円の金利差に相当するヘッジ・コストまたはプレミアムが生じるため、海外の金利が日本の金利よりも高い場合であっても、直接享受することはできなくなります。

基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

債務不履行(さいむふりこう)

債券の発行体が支払期日において元利金の支払いを行わない状態を債務不履行(デフォルト)といいます。この場合、通常債券の投資家が投資元本を回収できることになり、損失を被ります。

「信用リスク」、「格付け」

受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差し引かれます。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は投資信託説明書(目論見書)に記載されています。

信用リスク(しんようリスク)

債券の発行体が債務不履行(デフォルト)に陥る可能性のことです。債券の元利金支払いの確実性が高いほど、信用リスクが低いといいます。

「格付け」、「債務不履行」、「投資適格債券」

用語集

デュレーション

デュレーションとは、金利が変化したときの価格変動の大きさを把握する尺度です。固定利付債の場合、満期までの期間が長いほど、デュレーションが長くなる傾向があります。デュレーションが長い債券は金利の動きに対して価格が大きく変動する傾向がある一方、短い場合には価格の動きも小さくなる傾向があります。

投資適格債券(とうしてきかくさいけん)

発行体の格付けがある一定の水準を満たしている債券のことで、通常トリプルBマイナス格相当以上の債券を指します。格付けがそれより低い債券は投機的格付け債(高利回り債)と呼ばれ、信用リスクにおいて投資適格債券とは差があります。

「信用リスク」、「格付け」

バランス型(バランスがた)

社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類方法で、「約款上の株式組入限度が70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」を指します。

販売会社(はんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払いなどを行う金融機関を指します。

ベンチマーク

ファンド運用の目標となる指標であり、ファンドの投資対象を勘案して設定されます。日本株式に投資するファンドであれば、TOPIX(東証株価指数)や日経平均株価指数などが基準となります。アクティブ型ファンドの場合はベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

運用状況

(1) 投資状況

(2005年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	506,484,710	19.64
	アメリカ	295,954,786	11.48
	カナダ	55,279,405	2.15
	ドイツ	329,776,252	12.80
	イタリア	157,719,188	6.12
	フランス	319,001,604	12.38
	イギリス	65,153,000	2.53
	オランダ	28,270,033	1.10
	スウェーデン	18,972,362	0.74
	デンマーク	21,657,272	0.84
特殊債券	日本	41,603,520	1.61
社債券	アメリカ	317,408,073	12.32
	フランス	39,999,238	1.55
	オーストラリア	44,981,950	1.75
	イギリス	62,014,756	2.41
	オランダ	9,550,271	0.37
	スウェーデン	56,290,310	2.18
	デンマーク	22,210,304	0.86
	アイルランド	12,439,080	0.48
	アイスランド	16,648,937	0.65
	その他	20,391,167	0.79
小計		2,441,806,218	94.75
その他の資産			
預金・コールローン・金銭信託	—	75,567,061	2.93
差入委託証拠金	—	39,378,546	1.53
その他の資産	—	61,298,182	2.38
小計		176,243,789	6.84
負債	—	41,065,518	1.59
合計(純資産総額)	—	2,576,984,489	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(上位30銘柄)

(2005年4月28日現在)								
国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	利率(%)
								償還期限 投資比率(%)
日本	国債証券	第263回利付国債(10年)	185,000,000	102.82	190,222,550	103.84	192,120,650	1.6 2014/9/20 7.46
日本	国債証券	第207回利付国債(10年)	100,000,000	102.07	102,078,000	102.35	102,351,000	0.9 2008/12/22 3.97
日本	国債証券	第37回利付国債(5年)	80,000,000	101.54	81,232,800	101.90	81,526,400	0.8 2009/6/20 3.16
日本	国債証券	第20回利付国債(5年)	60,000,000	100.83	60,502,800	100.88	60,531,600	0.5 2007/6/20 2.35
日本	国債証券	第67回利付国債(20年)	45,000,000	99.44	44,750,700	101.26	45,569,250	1.9 2034/3/20 1.77
日本	特殊債券	DEV BANK JAPAN 1.6%	40,000,000	103.12	41,250,440	104.00	41,603,520	1.6 2014/6/20 1.61
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	850,000	10,759.63	91,456,868	10,787.87	91,696,964	4.375 2007/5/15 3.56
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3%	600,000	10,431.43	62,588,637	10,460.52	62,763,133	3.0 2007/11/15 2.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.875%	390,000	14,787.63	57,671,787	15,110.00	58,929,023	8.875 2017/8/15 2.29
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.25%	310,000	12,775.10	39,602,825	13,192.38	40,896,402	6.25 2030/5/15 1.59
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 7.5%	250,000	14,131.25	35,328,140	14,528.40	36,321,024	7.5 2024/11/15 1.41
アメリカ	社債券	FLEETBOSTON FINL 4.875%	400,000	10,782.47	43,129,902	10,795.45	43,181,800	4.875 2006/12/1 1.68
アメリカ	社債券	AMER GENL FIN FLOAT	280,000	13,735.38	38,459,071	13,721.65	38,420,626	2.485 2008/12/22 1.49
アメリカ	社債券	CITI CORP 5.5% EMTN	189,178	14,933.85	28,251,575	15,007.05	28,390,054	5.5 2010/6/30 1.10
カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 5.75%	550,000	9,867.15	54,269,249	10,050.80	55,279,405	5.75 2033/6/1 2.15
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 3.75%	1,000,000	13,948.37	139,483,732	14,116.87	141,168,747	3.75 2015/1/4 5.48
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.25%	400,000	15,281.12	61,124,515	15,393.14	61,572,570	5.25 2011/1/4 2.39
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 3.75%	300,000	14,219.13	42,657,390	14,287.71	42,863,137	3.75 2009/1/4 1.66
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.5%	194,098	16,639.03	32,296,036	17,111.96	33,213,985	5.5 2031/1/4 1.29
イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	650,000	14,507.89	94,301,294	14,584.17	94,797,109	4.25 2009/11/1 3.68
イタリア	国債証券	BTPS 6%	290,000	17,395.50	50,446,967	17,813.18	51,658,239	6.0 2031/5/1 2.00
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.5%	800,000	14,733.29	117,866,344	14,761.46	118,091,746	5.5 2007/10/25 4.58
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 8.5%	250,000	20,823.39	52,058,492	21,156.27	52,890,691	8.5 2019/10/25 2.05
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.5%	300,000	15,336.79	46,010,376	15,431.48	46,294,464	5.5 2010/4/25 1.80
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.5%	200,000	16,556.29	33,112,694	17,001.19	34,002,381	5.5 2029/4/25 1.32
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4%	200,000	14,375.94	28,751,898	14,464.32	28,928,646	4.0 2009/10/25 1.12
フランス	社債券	NATEXIS BANQUE 7%	376,000	10,822.72	40,044,097	10,810.60	39,999,238	7.0 2005/11/14 1.55
オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 3.75%	200,000	13,953.73	27,907,466	14,135.01	28,270,033	3.75 2014/7/15 1.10
イギリス	国債証券	UK TREASURY 4%	200,000	19,808.19	39,616,382	19,886.62	39,773,240	4.0 2009/3/7 1.54
オーストラリア	社債券	NATL AUSTRALIA BK 8.6%	300,000	12,412.49	37,237,474	12,545.55	37,636,669	8.6 2010/5/19 1.46

種類別投資比率 (2005年4月28日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	69.78
特殊債券	1.61
社債券	23.36
合計	94.75

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2005年4月28日現在)

該当事項はありません。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

(3) 運用実績

① 純資産の推移

2005年4月28日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資 産額(円) (分配落)	1口当たり純資 産額(円) (分配付)
1期	(1998年10月12日)	5,700	5,728	1.0138	1.0188
2期	(1999年1月11日)	6,337	6,381	1.0157	1.0227
3期	(1999年4月12日)	6,876	6,896	1.0093	1.0123
4期	(1999年7月12日)	7,925	7,942	0.9677	0.9697
5期	(1999年10月12日)	7,503	7,511	0.9472	0.9482
6期	(2000年1月11日)	7,094	7,101	0.9376	0.9386
7期	(2000年4月11日)	6,588	6,595	0.9452	0.9462
8期	(2000年7月11日)	6,346	6,353	0.9367	0.9377
9期	(2000年10月11日)	6,128	6,134	0.9351	0.9361
10期	(2001年1月11日)	6,186	6,193	0.9636	0.9646
11期	(2001年4月11日)	6,025	6,031	0.9662	0.9672
12期	(2001年7月11日)	5,957	5,963	0.9560	0.9570
13期	(2001年10月11日)	5,791	5,797	0.9633	0.9643
14期	(2002年1月11日)	5,408	5,413	0.9593	0.9603
15期	(2002年4月11日)	5,109	5,114	0.9484	0.9494
16期	(2002年7月11日)	5,039	5,045	0.9588	0.9598
17期	(2002年10月11日)	4,901	4,906	0.9817	0.9827
18期	(2003年1月14日)	4,696	4,701	0.9877	0.9887
19期	(2003年4月11日)	4,605	4,610	0.9956	0.9966
20期	(2003年7月11日)	4,045	4,049	1.0140	1.0150
21期	(2003年10月14日)	3,321	3,324	0.9916	0.9926
22期	(2004年1月13日)	3,215	3,219	1.0046	1.0056
23期	(2004年4月12日)	3,150	3,153	1.0079	1.0089
24期	(2004年7月12日)	2,604	2,607	0.9970	0.9980
25期	(2004年10月12日)	2,590	2,593	1.0020	1.0030
26期	(2005年1月11日)	2,602	2,605	1.0128	1.0138
27期	(2005年4月11日)	2,568	2,571	1.0129	1.0139
	2004年4月末日	2,618	—	0.9994	—
	2004年5月末日	2,600	—	0.9950	—
	2004年6月末日	2,591	—	0.9921	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

② 分配の推移

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 1998年7月31日 至 1998年10月12日	0.0050
第2期	自 1998年10月13日 至 1999年1月11日	0.0070
第3期	自 1999年1月12日 至 1999年4月12日	0.0030
第4期	自 1999年4月13日 至 1999年7月12日	0.0020
第5期	自 1999年7月13日 至 1999年10月12日	0.0010
第6期	自 1999年10月13日 至 2000年1月11日	0.0010
第7期	自 2000年1月12日 至 2000年4月11日	0.0010
第8期	自 2000年4月12日 至 2000年7月11日	0.0010
第9期	自 2000年7月12日 至 2000年10月11日	0.0010
第10期	自 2000年10月12日 至 2001年1月11日	0.0010
第11期	自 2001年1月12日 至 2001年4月11日	0.0010
第12期	自 2001年4月12日 至 2001年7月11日	0.0010
第13期	自 2001年7月12日 至 2001年10月11日	0.0010
第14期	自 2001年10月12日 至 2002年1月11日	0.0010
第15期	自 2002年1月12日 至 2002年4月11日	0.0010
第16期	自 2002年4月12日 至 2002年7月11日	0.0010
第17期	自 2002年7月12日 至 2002年10月11日	0.0010
第18期	自 2002年10月12日 至 2003年1月14日	0.0010
第19期	自 2003年1月15日 至 2003年4月11日	0.0010
第20期	自 2003年4月12日 至 2003年7月11日	0.0010
第21期	自 2003年7月12日 至 2003年10月14日	0.0010
第22期	自 2003年10月15日 至 2004年1月13日	0.0010

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資 産額(円) (分配落)	1口当たり純資 産額(円) (分配付)
	2004年7月末日	2,576	—	0.9913	—
	2004年8月末日	2,591	—	1.0000	—
	2004年9月末日	2,592	—	1.0031	—
	2004年10月末日	2,594	—	1.0040	—
	2004年11月末日	2,602	—	1.0093	—
	2004年12月末日	2,587	—	1.0076	—
	2005年1月末日	2,600	—	1.0150	—
	2005年2月末日	2,565	—	1.0115	—
	2005年3月末日	2,573	—	1.0150	—
	2005年4月末日	2,576	—	1.0188	—

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第23期	自 2004年1月14日 至 2004年4月12日	0.0010
第24期	自 2004年4月13日 至 2004年7月12日	0.0010
第25期	自 2004年7月13日 至 2004年10月12日	0.0010
第26期	自 2004年10月13日 至 2005年1月11日	0.0010
第27期	自 2005年1月12日 至 2005年4月11日	0.0010

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

③ 収益率の推移

期	計算期間	收益率 (%)
第1期	自1998年7月31日至1998年10月12日	1.9
第2期	自1998年10月13日至1999年1月11日	0.9
第3期	自1999年1月12日至1999年4月12日	△0.3
第4期	自1999年4月13日至1999年7月12日	△3.9
第5期	自1999年7月13日至1999年10月12日	△2.0
第6期	自1999年10月13日至2000年1月11日	△0.9
第7期	自2000年1月12日至2000年4月11日	0.9
第8期	自2000年4月12日至2000年7月11日	△0.8
第9期	自2000年7月12日至2000年10月11日	△0.1
第10期	自2000年10月12日至2001年1月11日	3.2
第11期	自2001年1月12日至2001年4月11日	0.4
第12期	自2001年4月12日至2001年7月11日	△1.0
第13期	自2001年7月12日至2001年10月11日	0.9
第14期	自2001年10月12日至2002年1月11日	△0.3
第15期	自2002年1月12日至2002年4月11日	△1.0
第16期	自2002年4月12日至2002年7月11日	1.2
第17期	自2002年7月12日至2002年10月11日	2.5
第18期	自2002年10月12日至2003年1月14日	0.7
第19期	自2003年1月15日至2003年4月11日	0.9
第20期	自2003年4月12日至2003年7月11日	1.9
第21期	自2003年7月12日至2003年10月14日	△2.1
第22期	自2003年10月15日至2004年1月13日	1.4

財務ハイライト情報

- 下記の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、並びに重要な会計方針は「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

「請求目論見書」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」については、中央青山監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付しております。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	前期 (2004年10月12日現在)	当期 (2005年4月11日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		5,002,278	2,866,458
金銭信託		9,896	9,896
コール・ローン		92,230,253	89,674,306
国債証券		1,752,426,848	1,763,257,703
特殊債券		47,104,158	41,250,440
社債券		632,215,263	627,368,016
派生商品評価勘定		24,434,332	29,870,099
未収入金		—	91,867,249
未取利息		37,966,101	28,952,585
前払費用		9,413,349	7,726,623
その他未収益		818,651	1,546,081
差入委託証拠金		20,974,096	39,419,786
流動資産合計		2,622,595,225	2,723,809,242
資産合計		2,622,595,225	2,723,809,242
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		19,154,139	58,557,521
未払金		—	84,156,657
未払収益分配金		2,585,321	2,535,922
未払受託者報酬		342,688	334,338
未払委託者報酬		9,595,395	9,361,417
その他未払費用		326,341	318,386
流動負債合計		32,003,884	155,264,241
負債合計		32,003,884	155,264,241
純資産の部			
元本			
元本		2,585,321,194	2,535,922,056
剰余金			
期末剰余金		5,270,147	32,622,945
(うち分配準備積立金)		(418,380,277)	(436,524,263)
剰余金合計		5,270,147	32,622,945
純資産合計		2,590,591,341	2,568,545,001
負債・純資産合計		2,622,595,225	2,723,809,242

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	前期 自2004年4月13日 至2004年10月12日		当期 自2004年10月13日 至2005年4月11日	
		金額(円)		金額(円)	
経常損益の部					
営業損益の部					
営業収益					
受取利息		55,597,944		49,548,594	
有価証券売買等損益		15,336,679		15,933,605	
派生商品取引等損益		△24,349,771		22,073,974	
為替差損益		△38,588,317		△34,133,094	
その他収益		818,651	8,815,186	727,430	54,150,509
営業費用					
受託者報酬		685,729		674,367	
委託者報酬		19,200,625		18,882,250	
その他費用		1,454,166	21,340,520	1,429,763	20,986,380
営業利益又は営業損失(△)		△12,525,334			33,164,129
経常利益又は経常損失(△)		△12,525,334			33,164,129
当期純利益又は当期純損失(△)		△12,525,334			33,164,129
一部解約に伴う当期純利益分配額			—		277,059
一部解約に伴う当期純損失分配額			2,428,769		—
期首剩余金			24,544,350		5,270,147
剩余金増加額					
当期一部解約に伴う剩余金增加額		95,237		—	
当期追加信託に伴う剩余金增加額		—	95,237	114,572	114,572
剩余金減少額					
当期一部解約に伴う剩余金減少額		4,078,090		543,332	
当期追加信託に伴う剩余金減少額		22,569	4,100,659	—	543,332
分配金			5,172,216		5,105,512
期末剩余金			5,270,147		32,622,945

〈財務諸表等〉

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

重要な会計方針

区分	前期 自2004年4月13日 至2004年10月12日	当期 自2004年10月13日 至2005年4月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・特殊債券・社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号) 第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 計算期間の取扱い 2004年4月11日が休業日のため、本特定期間期首は2004年4月13日としております。 また、2004年10月11日が休業日のため、本特定期間期末は2004年10月12日としております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左 (2) 計算期間の取扱い 2004年10月11日が休業日のため、本特定期間期首は2004年10月13日としております。

信託約款

追加型証券投資信託 ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国の債券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

世界の高格付けの公社債によって構成される中期的なデュレーションを有するポートフォリオに重点をおいた運用を行ない、高いレベルのトータル・リターンをねらいます。世界の債券市場に分散投資することによりリスクの分散を図りますが、金利リスクは継続してとり続けて行きます。

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)を委託者が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとして運用を行ない、外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、これとは別に為替アクティブ・ポジションを構築し、為替運用からの収益の確保も目指します。ただし、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合には上記と異なる場合もあります。

国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れを行なうことができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることができます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・インターナショナルに債券および通貨の運用に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

3. 収益分配方針

年 4 回決算を行ない、毎決算時(1 月 11 日、4 月 11 日、7 月 11 日、および 10 月 11 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託者が基準額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
ゴールドマン・サックス・グローバル・ポンド・ファンド
約　款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金50億円～金1,000億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
追加信託が行なわれたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条第8項、第54条、第55条、第56条第1項、または第58条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。
この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については、50億口～1,000億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
前項の規定により受益権の再分割を行なった場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益証券の口

数を乗じた額とします。追加信託は、原則として毎営業日に行なうものとします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第32条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(受益証券の申込単位、価額および手数料等)

第11条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第9条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定めるゴールドマン・サックス・グローバル・ポンド・ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応じができるものとします。なお、英國証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込を受けないものとします。ただし、第49条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

前項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に1.00%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。

[削除]

の2 [削除]

前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契

約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の受益証券の売却価額は、原則として第 43 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各号の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の中止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益証券の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取消すことができます。

[削除]

(受益証券の種類)

第 12 条 委託者が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、1,000 万口券、1 億口券、および 10 億口券の 6 種類とします。

別に定める契約または保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社または登録金融機関が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第 13 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

前項の規定による名義書換の手続は、第 43 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 14 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 15 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 17 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え再交付を請求したときは、委託者の定める手続により受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 18 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に

対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第 18 条の 2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 1. 有価証券
 2. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 3. 有価証券オプション取引に係る権利
 4. 外国市場証券先物取引に係る権利
 5. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 6. 金銭債権
 7. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。)
 8. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条各号に規定するもののうち、次に掲げるもの
 - a. 金利先渡取引に係る権利
 - b. 為替先渡取引に係る権利
 - c. 為替および金利に係るスワップ取引に係る権利
 - d. 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 2. 為替手形
 3. 抵当証券

(運用の指図範囲等)

第 19 条 委託者(第 20 条の 2 に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第 20 条、第 21 条から第 30 条まで、第 32 条および第 38 条から第 41 条までについて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
9. 投資信託証券(外国法人が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国

- 投資信託証券を除きます。以下同じ。)
10. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と株式の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信託財産相互間取引等)

第19条の2 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である投資顧問業者の営む投資顧問業に係る顧客または(ii)かかる投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(運用の権限委託)

第20条の2 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

所 在 地： 連合王国ロンドン市

委託内容： 債券および通貨の運用

前項の委託を受けた者が受けれる報酬は、かかる者と委託者の間で別途合意されるところに従い、当事者間

で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第22条 委託者は、取得時ににおいて信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時ににおいて信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに

に、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れの指図および範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

委託者は、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図することができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定

める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 29 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式的貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式的時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 31 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建資産についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第 33 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

第 34 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託者は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財团法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混藏寄託)

第 35 条

金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混藏寄託できるものとします。

第 36 条 [削除]

(信託財産の表示および記載の省略)

第 37 条

信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 38 条

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 39 条

委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 40 条

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のためには借入った資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% 以内。

第 1 項の借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

の 2 前 2 項の規定にかかわらず、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 40 条の 2

委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指

図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 41 条

委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 42 条

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそつと別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 43 条

この信託の計算期間は、毎年 1 月 12 日から 4 月 11 日まで、4 月 12 日から 7 月 11 日まで、7 月 12 日から 10 月 11 日まで、および 10 月 12 日から翌年 1 月 11 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 1998 年 7 月 31 日から 1998 年 10 月 11 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 44 条

受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 45 条

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合

委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 145 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 48 条 [削除]

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 49 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対

し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行ないます。

② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

② 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 50 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 51 条 受託者は、収益分配金については第 49 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 49 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 49 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 49 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益証券の買取)

第 52 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、1999 年 7 月 11 日以降において受益者から買取の請求があるときは、1999 年 7 月 11 日以降の毎月 11 日(以下「特定日」といいます。ただし、休業日または英國証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日の場合は翌営業日を特定日とします。)を買取の実行の請求日として 1 口単位をもってその受益証券を買取ります。以上にかかわらず、当該証券会社または登録金

融機関が事前に委託者に対して書面で通知し、委託者がこれを書面により承諾した場合には、本項の適用はありません。当該証券会社または登録金融機関に関してすでに本項の適用がある場合には、委託者はやむを得ない場合を除き承諾しないものとします。

委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、1999年7月10日以前に、または特定日を除く信託期間中に、受益者(受益者死亡の場合にはその相続人)から、次の事由により買取の請求があるときは、当該事由の発生を確認のうえ、当該請求の日を買取の実行の請求日として、1口単位をもってその受益証券を買取ります。なお、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者(受益者死亡の場合にはその相続人)に対し、当該事由を証する書類の提示を求める等して当該事由の発生を確認するものとします。委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、前項または本項により受益者より買取った受益証券を1999年7月11日以降の特定日において、委託者に一部解約の実行を請求できるものとします。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなつたとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者の指定する証券会社または登録金融機関が認めるとき

ただし、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して書面で通知し、委託者がこれを書面により承諾した場合には、本項の適用はありません。当該証券会社または登録金融機関に関してすでに本項の適用がある場合には、委託者はやむを得ない場合を除き承諾しないものとします。

前2項の場合、受益証券の買取価額は、買取の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、委託者との協議に基づいて、第1項および第2項による受益証券の買取を中止することまたはすでに受付けた買取請求を保留または取消すことができます。

前項により受益証券の買取が中止された場合またはすでに受付けた買取請求が保留された場合には、受益者は買取中止または請求保留以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取の実行の請求日として第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第53条 受益者は、1999年7月11日以降の特定日を一部解約の実行の請求日として、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。解約の受付けは、前月の

特定日の翌営業日から解約の請求を行なう月の特定日までとします。

前項の規定にかかわらず、受益者(受益者死亡の場合にはその相続人)は、次の事由により、一部解約の実行の請求をすることができます。この場合において、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該事由の発生を確認のうえ、当該請求日を一部解約の実行の請求日として、一部解約の実行の請求を受付けます。なお、委託者または委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関は、当該受益者(受益者死亡の場合にはその相続人)に対し、当該事由を証する書類の提示を求める等して当該事由の発生を確認するものとします。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持が出来なくなつたとき

委託者は、前2項の一部解約の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

第1項および第2項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が、第1項および第2項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、第1項および第2項による一部解約の実行を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第4項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が40億口を下回ることとなった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公表し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

次条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、次条第4項中「第1項」とあるのは「第53条第8項」と読み替えます。

(信託契約の解約)

第54条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合

意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の解約をしません。

委託者は、この信託約款の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第55条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第59条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第56条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第59条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間ににおいて存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第57条 委託者は、投資信託委託業者の営業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することができます。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることができます。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第58条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第59条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第59条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものと

し、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条の2 第54条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第54条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第60条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附 則)

第62条 第49条第5項の2に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する2000年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1998年7月31日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱信託銀行株式会社

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド
愛称「宝島グローバル・ボンド」

追加型株式投資信託 / バランス型 / 自動けいぞく投資可能 / 信託期間 無期限

請求目論見書

2005.7

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

設定・運用は



創造的な資産運用。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行うゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド(愛称「宝島グローバル・ボンド」)(以下「本ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成17年1月12日に関東財務局長に提出しており、平成17年1月13日にその届出の効力が生じております。
2. 本ファンドは債券など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

本ファンドは、主に国内外の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

- (注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」ということがあります。また、「販売会社」とは委託会社の指定する証券会社および登録金融機関をいふほか、文脈上別に解すべき場合を除き、これらのためにお申込みの取次を行う取次会社を含むことがあります。
- (注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。)を「投資信託法」といっています。
- (注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。
- (注4) 本書において「ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド」を「本ファンド」といっています。

目次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	1
1	申込(販売)手続等	1
2	換金(解約)手続等	1
第 3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	6
第 4	ファンドの経理状況	8
1	財務諸表	8
2	ファンドの現況	11
第 5	設定及び解約の実績	12

第1 ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は1998年7月31日であり、同日より運用を開始しました。

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (a) 受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付けのお申込みを行うものとします。お買付けのお申込みは、各販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、お買付けのお申込みが行われかつ当該お申込みの受付けに係る各販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)に該当する場合には、各販売会社の営業日であっても、お買付けのお申込みはお受付けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

- (b) 収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付けに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「一般コース」の取得申込者が、受益証券の保護預りを希望する場合、販売会社との保護預り契約に基づいて、販売会社の保護預りとすることができます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には受益証券はすべて保護預りとなり、受益証券を引き出すことはできません。

- (c) お申込単位は以下のとおりです。

a . 一般コース : 1万口以上 1口単位

b . 自動けいぞく投資コース : 1円以上 1円単位

（注）ただし、販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。

- (d) お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額です。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間 : 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : <http://www.gs.com/japan/gsam>

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：宝島GB）。

- (e) 証券取引所における取引の中止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益証券のお買付けのお申込みの受付けを中止することおよびすでに受けたかかるお申込みを取消すことができます。

2 換金（解約）手続等

- (a) ご換金のお申込みは、毎月の特定日（毎月11日）^{*1}の午後3時（国内の証券取引所が半休日の場合は午前11時）^{*2}までに販売会社にお申込みください。当該お申込みの受付けにかかる各販売会社所定の事務手續が完了したものを当日の申込み分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。受益者がご換金のお申込みをするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。ご換金場所

は販売会社の本・支店、営業所です。

* 1 ただし、11日が国内の休業日または「ロンドンまたはニューヨークの休業日」の場合は翌営業日。

* 2 販売会社によっては午後3時（国内の証券取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

- (b) ご換金の方法は「解約請求制」と「買取請求制」があります。ご換金の単位は、ともに1口単位とします。次の事由による場合には、上記以外の場合であっても、販売会社で、1口単位で「買取請求制」によるご換金（特別買取請求制）ができます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他上記1. ~ 4. に準ずる事由があるものとして販売会社が認めるとき（準ずる事由とは、火災、事故、失業など販売会社が予め定めた範囲に限るものとします。）

また、上記1. ~ 4. の事由の場合に限り、特定日以外の日においても「解約請求制」によるご換金（特別解約請求制）ができます。

これらの場合には、当該事由を証する所定の書類をご提示いただきます。

- (c) ご換金価額は、以下のとおりとなります。

解約請求制（特別解約請求制を含みます。）の場合

特定日（特別解約請求制の場合は、請求日）の翌営業日の基準価額から所得税および地方税（基準価額が受益者ごとの個別元本^{*1}を上回った場合その超過額に対して個人の受益者については10%（所得税7%および地方税3%）^{*2}、法人の受益者については7%（所得税7%）^{*3}）を差引いた金額となります。

買取請求制（特別買取請求制を含みます。）の場合

特定日（特別買取請求制の場合は、請求日）の翌営業日の基準価額となります。^{*4}

*1 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

*2 2008年4月1日以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

*3 2008年4月1日以降は、15%（所得税15%）となる予定です。

*4 ただし、一定の要件を満たしていない場合には、基準価額を基準として算定した個別元本超過額に対して7%（2008年4月1日以降は15%となる予定）として計算した所得税相当額を控除することとなります。また、別途買取差益について譲渡所得として個人の受益者の場合10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税が適用されるため、原則として確定申告を行うことが必要となります。2008年1月1日以降は、同税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

詳しくは、「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの費用／税金について知りたい」をご覧ください。

- (d) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：<http://www.gs.com/japan/gsam>

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：宝島G B）。

- (e) ご換金の代金は、特定日（特別解約（買取）請求の場合は、請求日）から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

- (f) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、ご換金のお申込みの受付けを中止またはすでに受付けたご換金のお申込みを保留または取消しさせていただくことがあります。この場合、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、受益証券のご換金代金は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として前記に準じて計算された価額とします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うた

め、特定日当日の1件あたり3億円を超える大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (g) また、信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5)その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に基づき、受益証券の買取を請求することができます。下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了 (b) その他の事由による信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

本ファンド1万口当りの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た1万口当りの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス：<http://www.gs.com/japan/gsam>

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：宝島G B）。原則として年2回（毎年4月および10月の決算時）および信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次または週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 保管

受益証券は、原則無記名式です。取得者の請求により記名式とすることもできます。受益証券は、無記名式の場合それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失などの事故を防ぐためにも「保護預り」をおすすめします。「自動けいぞく投資契約」を結ばれた方は、すべて保護預りとさせていただきます。

(3) 信託期間

本ファンドの信託期間は1998年7月31日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 計算期間

本ファンドの計算期間は毎年1月12日から4月11日まで、4月12日から7月11日まで、7月12日から10月11日まで、および10月12日から翌年1月11日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1998年7月31日から1998年10月11日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5) その他

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が40億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ことにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記「(b) その他の事由による信託の終了」に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の認可取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託業者と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者としての任務を辞任することができます。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（G S A Mロンドン）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。

投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、投資顧問契約に違反した場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

d . 反対者の買取請求権

上記 a . に規定する信託契約の解約または上記 b . に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記 a . または上記 b . の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e . 保管業務の委任等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

f . 有価証券等の保管

受託銀行は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

受託銀行は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

g . 混蔵寄託

金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h . 信託財産の表示および記載の省略

信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託会社または受託銀行が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

i . 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

j . 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k . 委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継せざることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継せざります。

l . 受益証券の記名式、無記名式への変更、名義書換手続、対抗要件、再交付

委託会社は、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の持有人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

上記の名義書換の手続は、本ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

記名式の受益証券の譲渡は、上記の名義書換によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができます。

ができません。

委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

委託会社は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

委託会社は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え再交付を請求したときは、委託会社の定める手続により受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、上記の受益証券喪失の場合に準じます。

委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

2 受益者の権利等

a . 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

信託期間中の収益分配は、収益分配可能額の範囲内で、本ファンドの収益分配方針にしたがって行います。

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日目から収益分配金交付票と引換えに販売会社を通じて受益者に支払います。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。

販売会社は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

b . 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金（信託終了時の本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日目から受益証券と引換えに販売会社を通じて受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

c . 一部解約金・買取代金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

一部解約金・買取代金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金・買取代金は原則として、特定日（特別解約請求制または特別買取請求制の場合は、請求日）から起算して5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

d . 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、収益分配金の支払の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盜用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負いません。

e . 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日の前日（一般コースの場合）および販売会社への交付開始前（自動けいぞく投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託銀行は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

f . 受益証券の換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

第4 ファンドの経理状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前定期間(2004年4月13日から2004年10月12日まで)及び、当定期間(2004年10月13日から2005年4月11日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成17年5月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

指定期間
監査法人
業務執行社員
青木文子

指定期間
監査法人
業務執行社員
青木文子

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行つたため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンドの平成16年10月13日から平成17年4月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行つた。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行つた。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていいる。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンドの平成17年4月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	前期	当期
		(2004年10月12日現在)	(2005年4月11日現在)
金額(円)			
資産の部			
流動資産			
預金		5,002,278	2,866,458
金銭信託		9,896	9,896
コール・ローン		92,230,253	89,674,306
国債証券		1,752,426,848	1,763,257,703
特殊債券		47,104,158	41,250,440
社債券		632,215,263	627,368,016
派生商品評価勘定		24,434,332	29,870,099
未収入金		—	91,867,249
未収利息		37,966,101	28,952,585
前払費用		9,413,349	7,726,623
その他未収益		818,651	1,546,081
差入委託勘定		20,974,096	39,419,786
流動資産合計		2,622,595,225	2,723,809,242
資産合計		2,622,595,225	2,723,809,242
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		19,154,139	58,557,521
未払金		—	84,156,657
未払収益分配金		2,585,321	2,535,922
未払受託報酬		342,688	334,338
未払委託報酬		9,595,395	9,361,417
その他の未払費用		326,341	318,386
流动負債合計		32,003,884	155,264,241
負債合計		32,003,884	155,264,241
純資産の部			
元本			
元本		2,585,321,194	2,535,922,056
剰余金			
期末剰余金		5,270,147	32,622,945
(うち分配準備積立金)		(418,380,277)	(436,524,263)
剰余金合計		5,270,147	32,622,945
純資産合計		2,590,591,341	2,568,545,001
負債・純資産合計		2,622,595,225	2,723,809,242

独立監査人の監査報告書

平成16年11月22日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

指定期間
監査法人
業務執行社員
青木文子

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行つたため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンドの平成16年10月13日から平成16年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行つた。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行つた。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていいる。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンドの平成16年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

(2) 損益及び剩余金計算書

区分	注記番号	前期 自2004年4月13日 至2004年10月12日		当期 自2004年10月13日 至2005年4月11日	
		金額(円)		金額(円)	
経常損益の部					
営業損益の部					
営業収益					
受取利息		55,597,944		49,548,594	
有価証券売買等損益		15,336,679		15,933,605	
派生商品取引等損益		△24,349,771		22,073,974	
為替差損益		△38,588,317		△34,133,094	
その他収益		818,651	8,815,186	727,430	54,150,509
営業費用					
受託者報酬		685,729		674,367	
委託者報酬		19,200,625		18,882,250	
その他費用		1,454,166	21,340,520	1,429,763	20,986,380
営業利益又は営業損失(△)		△12,525,334		33,164,129	
経常利益又は経常損失(△)		△12,525,334		33,164,129	
当期純利益又は当期純損失(△)		△12,525,334		33,164,129	
一部解約に伴う当期純利益分配額			—	277,059	
一部解約に伴う当期純損失分配額			2,428,769	—	
期首剩余金			24,544,350	5,270,147	
剩余金増加額		95,237		—	
当期一部解約に伴う剩余金増加額		95,237		114,572	114,572
当期追加信託に伴う剩余金増加額		—	95,237	114,572	
剩余金減少額					
当期一部解約に伴う剩余金減少額		4,078,090		543,332	
当期追加信託に伴う剩余金減少額		22,569	4,100,659	—	543,332
分配金			5,172,216	5,105,512	
期末剩余金			5,270,147	32,622,945	

注記事項
(貸借対照表関係)

区分	前期 (2004年10月12日現在)	当期 (2005年4月11日現在)
元本の推移		
期初元本額	3,125,576,680円	2,585,321,194円
期中追加設定元本額	11,354,262円	10,407,501円
期中一部解約元本額	551,609,748円	59,806,639円

(損益及び剩余金計算書関係)

区分	前期 自2004年4月13日 至2004年10月12日	当期 自2004年10月13日 至2005年4月11日
分配金の計算過程		
2004年4月13日から2004年7月12日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(18,220,611円)、信託約款に規定する収益調整金(35,845,605円)及び分配準備積立金(393,757,704円)より、分配対象収益は447,823,920円(1口当たり0.0,171429円)であり、うち2,612,295円(1口当たり0.0,0010円)を分配金額としております。		
2004年7月13日から2004年10月12日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益(16,626,287円)、信託約款に規定する収益調整金(36,315,884円)及び分配準備積立金(404,339,311円)より、分配対象収益は457,281,482円(1口当たり0.0,176876円)であり、うち2,585,321円(1口当たり0.0,0010円)を分配金額としております。		
当該分配金額累計と損益及び剩余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(25,400円)によるものです。		

重要な会計方針

区分	前期 自2004年4月13日 至2004年10月12日	当期 自2004年10月13日 至2005年4月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・特殊債券・社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剩余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号) 第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外國通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 計算期間の取扱い 2004年4月11日が休業日のため、本特定期間期首は2004年4月13日としております。 また、2004年10月11日が休業日のため、本特定期間期末は2004年10月12日としております。	(1) 外貨建取引等の処理基準 同左 (2) 計算期間の取扱い 2004年10月11日が休業日のため、本特定期間期首は2004年10月13日としております。

(有価証券関係)

区分	前期 (2004年10月12日現在)	当期 (2005年4月11日現在)	当定期間の損益に含まれた評価差額(円)
区分	貸借対照表計上額(円)	貸借対照表計上額(円)	当定期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	1,752,426,848	27,986,521	1,763,257,703
特殊債券	47,104,158	248,109	41,250,440
社債券	632,215,263	△7,872,960	627,368,016
合計	2,431,746,269	20,361,670	2,431,876,159
			16,332,355

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

(デリバティブ取引等関係)

I 取引の状況に関する事項

前期 自2004年4月13日 至2004年10月12日	当期 自2004年10月13日 至2005年4月11日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通常貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび取引相手が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	5. 取引に係るリスク管理体制 同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

II 取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	前期 (2004年10月12日現在)			当期 (2005年4月11日現在)				
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引 売建	1,096,846,007	-	1,100,363,830	△3,517,823	930,148,241	-	928,915,618	1,232,623
	買建	233,728,032	-	235,111,633	1,383,601	238,368,830	-	239,721,854	1,353,024
	合計	1,330,574,039	-	1,335,475,463	△2,134,222	1,168,517,071	-	1,168,637,472	2,585,647

(2) 通貨関連

区分	種類	前期 (2004年10月12日現在)				当期 (2005年4月11日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
為替予約取引 売建	米ドル	1,144,608,785	-	1,135,788,169	8,820,616	1,153,527,553	-	1,173,953,749	△20,426,196
	オーストラリアドル	33,794,565	-	35,405,611	△1,611,046	95,701,950	-	96,714,444	△1,012,494
	カナダドル	94,960,932	-	96,463,790	△1,502,858	225,955,829	-	231,392,550	△5,436,721
	イスラエルペソ	121,791,400	-	122,015,670	△224,270	140,921,779	-	142,408,698	△1,486,919
	デンマーククローネ	19,859,167	-	19,826,432	32,735	20,361,102	-	20,502,953	△141,851
	英ポンド	168,289,920	-	168,512,887	△222,967	138,798,307	-	140,714,832	△1,916,525
	スウェーデンクローネ	42,156,514	-	43,094,455	△937,941	113,896,579	-	114,088,188	△191,609
市場取引以外の取引	ノルウェークローネ	-	-	-	-	103,476,470	-	105,033,229	△1,556,759
	ユーロ	1,209,236,251	-	1,203,308,634	5,927,617	1,200,716,204	-	1,216,487,875	△15,771,671
買建	米ドル	266,686,324	-	264,178,100	△2,508,224	687,600,285	-	698,520,687	10,920,402
	オーストラリアドル	57,032,634	-	58,311,954	1,279,320	119,672,514	-	121,568,469	1,895,955
	カナダドル	72,742,320	-	73,338,131	595,811	129,348,353	-	129,257,964	△90,389
	イスラエルペソ	48,223,600	-	48,371,614	148,014	47,825,500	-	48,224,644	399,144
	英ポンド	85,640,975	-	86,074,736	433,761	47,874,360	-	48,547,615	673,255
	ノルウェークローネ	24,612,864	-	25,236,480	623,616	167,386,440	-	168,291,205	904,765
	スウェーデンクローネ	48,552,800	-	49,321,193	768,393	69,426,478	-	69,454,109	27,631
	ユーロ	48,464,000	-	48,094,244	△369,756	52,628,177	-	52,874,836	246,659
合計		3,486,653,051	-	3,477,342,100	11,252,821	4,515,117,880	-	4,578,036,047	△32,963,323

(3) 金利関連

区分	種類	前期 (2004年10月12日現在)				当期 (2005年4月11日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
金利先物 市場取引	売建	1,900,462,883	1,900,462,883	1,906,993,550	△6,530,667	1,737,951,742	1,737,951,742	1,730,116,974	7,834,768
	買建	1,922,167,792	-	1,924,862,053	2,694,261	1,744,389,384	-	1,738,244,870	△6,144,514
合計		3,822,630,675	1,900,462,883	3,831,855,603	△3,836,406	3,482,341,126	1,737,951,742	3,468,361,844	1,690,254

(注) 時価の算定方法

- 先物取引
 1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
 2. 特定期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。
- 為替予約取引
 1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 特定期間末日に予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 特定期間末日に当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にも最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日にも最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(1口当たり情報)

区分	前期 (2004年10月12日現在)	当期 (2005年4月11日現在)
1口当たり純資産額	1,0020円	1,0129円

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ボンド・ファンド

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第20回利付国債（5年）	60,000,000	60,502,800	
		第37回利付国債（5年）	80,000,000	81,232,800	
		第207回利付国債（10年）	100,000,000	102,078,000	
		第263回利付国債（10年）	185,000,000	190,222,550	
		第10回利付国債（30年）	11,000,000	8,283,220	
		第67回利付国債（20年）	45,000,000	44,750,700	
		第71回利付国債（20年）	15,000,000	15,599,700	
		DEV BANK JAPAN 1.6%	40,000,000	41,250,440	
				543,920,210	
小計	特殊債券				
		US TREASURY N/B 4.25%	50,000,00	49,351,55	
		US TREASURY N/B 4.375%	850,000,00	859,961,15	
		US TREASURY N/B 6.25%	560,000,00	672,700,00	
		US TREASURY N/B 7.5%	250,000,00	332,187,50	
		US TREASURY N/B 8.875%	390,000,00	542,282,91	
		AHM 2004-3 1A	99,932,22	100,217,02	
		CITIGROUP INC 6.75%	150,000,00	153,077,70	
		CS GRP FIN (GRN) Float	190,000,00	191,949,02	
		CWHEL 2004-Q 2A	217,178,49	217,736,63	
小計	社債券	FIHLS 2004-HE3 A	207,887,10	208,591,83	
		FHLT 2004-4 2A2	120,000,00	120,478,80	
		FLEETBOSTON FINL 4.875%	400,000,00	405,546,80	
		NATEXIS BANQUE 7%	370,000,00	376,531,24	
		NATL AUSTRALIA BK 8.6%	300,000,00	350,140,80	
		PRUDENTIAL FIN 4.104%	140,000,00	139,822,90	
		SANTANDER FIN 7.875%	100,000,00	100,027,40	
		SBC COMMUNICATION 4.125%	150,000,00	145,836,75	
		SEMT 2004-10 A3A	246,012,23	245,884,30	
		VODAFONE GROUP 7.75%	80,000,00	90,411,52	
小計		WASHINGTON MUTUA 8.25%	170,000,00	171,475,43	
				5,474,211,25	
				(593,897,177)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ユーロ	社債券	SL FINANCE PLC (STEP)		20,000,00	22,703,24
		SVENSKA HNDLSBRKN (STEP)		200,000,00	205,285,40
		TELEFONICA EUROPE 5.875%		60,000,00	68,137,92
		TELSTRA CORP LTD 4.75%		50,000,00	53,192,45
		英ポンド	小計	8,073,631,19 (1,131,600,147)	
		UK TREASURY 4%		200,000,00	195,482,00
		UK TREASURY 8.75%		90,000,00	123,905,70
		スウェーデン	小計	319,387,70 (65,266,876)	
		SWEDISH GOVERNMENT 6.75%		1,000,000,00	1,240,520,00
		デンマーク	小計	1,240,520,00 (18,979,956)	
		KINGDOM OF DENMARK 6%		1,000,000,00	1,161,970,00
		合計		1,161,970,00 (21,868,275)	
				2,431,876,159 (1,887,955,949)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 5 銘柄	44.9%	
	社債券 15 銘柄	55.1%	31.4%
カナダドル	国債証券 1 銘柄	100.0%	3.0%
ユーロ	国債証券 18 銘柄	73.5%	
	社債券 17 銘柄	26.5%	59.9%
英ポンド	国債証券 2 銘柄	100.0%	3.5%
スウェーデン	国債証券 1 銘柄	100.0%	1.0%
デンマーク	国債証券 1 銘柄	100.0%	1.2%

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項（デリバティブ取引等関係）」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 5.75%	550,000,00	638,236,50	
				638,236,50	
				(56,343,518)	
		BTPS 4.25%	650,000,00	686,127,00	
		BTPS 5.25%	70,000,00	80,033,80	
		BTPS 6%	290,000,00	367,047,20	
		DEUTSCHLAND REP 3.75% 2009/01/04	300,000,00	310,371,00	
		DEUTSCHLAND REP 3.75% 2015/01/04	500,000,00	506,770,00	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	550,000,00	604,015,50	
		DEUTSCHLAND REP 5.25%	400,000,00	444,736,00	
小計	社債券	DEUTSCHLAND REP 5.5%	194,098,00	234,982,80	
		DEUTSCHLAND REP 6.25% 94	100,000,00	129,075,00	
		DEUTSCHLAND REP 6.5% 97	50,000,00	67,254,50	
		FRANCE O.A.T. 4%	200,000,00	209,196,00	
		FRANCE O.A.T. 5%	100,000,00	110,649,00	
		FRANCE O.A.T. 5.0%	150,000,00	168,043,50	
		FRANCE O.A.T. 5.5% 2007/10/25	800,000,00	857,584,00	
		FRANCE O.A.T. 5.5% 2010/04/25	300,000,00	334,767,00	
		FRANCE O.A.T. 5.5% 2029/04/25	200,000,00	240,924,00	
		FRANCE O.A.T. 8.5%	250,000,00	378,772,50	
小計	社債券	NETHERLANDS GOVT 3.75%	200,000,00	203,052,00	
		AIR PROD & CHEM 4.25%	100,000,00	103,543,20	
		AMER GENL FIN FLOAT	280,000,00	279,824,44	
		ANGLO IRISH BANK FLOAT	90,000,00	90,507,51	
		AVIVA PLC 4.7291%	60,000,00	61,517,88	
		BRFKREDIT Float	160,000,00	160,983,04	
		CITI CORP 5.5% EMTN	189,178,00	205,555,70	
		COUNTRYWIDE HOME 5.25%	71,580,86	72,864,01	
		CREDIT LOGEMENT VAR	100,000,00	100,306,00	
		ECOLAB INC 5.375%	90,000,00	94,098,42	
小計		KAUPTHING FLOAT	120,000,00	121,175,88	
		NATIONAL GRID CO 4.125%	130,000,00	134,836,26	
		NORDBANKEN (STEP)	200,000,00	204,726,40	
		ROYAL BK SCOTLND Float	160,000,00	160,972,64	

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2005年4月28日現在)

I 資産総額	2,618,050,007円
II 負債総額	41,065,518円
III 純資産額 (I - II)	2,576,984,489円
IV 発行済口数	2,529,374,606口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	1.0188円

第5 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 1998年 7月31日 至 1998年10月12日	5,622,856,567 (0)	— (—)	5,622,856,567 (0)
第2期	自 1998年10月13日 至 1999年 1月11日	616,828,091 (0)	— (—)	6,239,684,658 (0)
第3期	自 1999年 1月12日 至 1999年 4月12日	572,850,688 (0)	— (—)	6,812,535,346 (0)
第4期	自 1999年 4月13日 至 1999年 7月12日	1,378,047,298 (0)	— (—)	8,190,582,644 (0)
第5期	自 1999年 7月13日 至 1999年10月12日	1,239,025,585 (0)	1,507,353,306 (0)	7,922,254,923 (0)
第6期	自 1999年10月13日 至 2000年 1月11日	61,072,358 (0)	417,162,612 (0)	7,566,164,669 (0)
第7期	自 2000年 1月12日 至 2000年 4月11日	47,610,502 (0)	643,336,701 (0)	6,970,438,470 (0)
第8期	自 2000年 4月12日 至 2000年 7月11日	34,595,277 (0)	229,127,678 (0)	6,775,906,069 (0)
第9期	自 2000年 7月12日 至 2000年10月11日	35,042,676 (0)	257,254,228 (0)	6,553,694,517 (0)
第10期	自 2000年10月12日 至 2001年 1月11日	22,559,163 (0)	155,740,881 (0)	6,420,512,799 (0)
第11期	自 2001年 1月12日 至 2001年 4月11日	183,706,530 (0)	368,397,371 (0)	6,235,821,958 (0)
第12期	自 2001年 4月12日 至 2001年 7月11日	110,510,912 (0)	114,954,793 (0)	6,231,378,077 (0)
第13期	自 2001年 7月12日 至 2001年10月11日	30,877,835 (0)	250,464,812 (0)	6,011,791,100 (0)
第14期	自 2001年10月12日 至 2002年 1月11日	42,995,767 (0)	417,295,159 (0)	5,637,491,708 (0)
第15期	自 2002年 1月12日 至 2002年 4月11日	20,812,384 (0)	271,471,653 (0)	5,386,832,439 (0)
第16期	自 2002年 4月12日 至 2002年 7月11日	23,784,445 (0)	154,059,525 (0)	5,256,557,359 (0)
第17期	自 2002年 7月12日 至 2002年10月11日	12,504,990 (0)	276,065,426 (0)	4,992,996,923 (0)
第18期	自 2002年10月12日 至 2003年 1月14日	8,891,395 (0)	246,677,648 (0)	4,755,210,670 (0)
第19期	自 2003年 1月15日 至 2003年 4月11日	15,610,518 (0)	144,491,962 (0)	4,626,329,226 (0)
第20期	自 2003年 4月12日 至 2003年 7月11日	8,953,662 (0)	645,539,003 (0)	3,989,743,885 (0)
第21期	自 2003年 7月12日 至 2003年10月14日	11,129,132 (0)	651,080,963 (0)	3,349,792,054 (0)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第22期	自 2003年10月15日 至 2004年 1月13日	12,466,095 (0)	160,975,186 (0)	3,201,282,963 (0)
第23期	自 2004年 1月14日 至 2004年 4月12日	6,815,890 (0)	82,522,173 (0)	3,125,576,680 (0)
第24期	自 2004年 4月13日 至 2004年 7月12日	6,067,811 (0)	519,349,312 (0)	2,612,295,179 (0)
第25期	自 2004年 7月13日 至 2004年10月12日	5,286,451 (0)	32,260,436 (0)	2,585,321,194 (0)
第26期	自 2004年10月13日 至 2005年 1月11日	5,085,301 (0)	20,816,292 (0)	2,569,590,203 (0)
第27期	自 2005年 1月12日 至 2005年 4月11日	5,322,200 (0)	38,990,347 (0)	2,535,922,056 (0)

(注1) () 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

21世紀の宝島を、探そう。

愛称



グローバル・ボンド